

伊勢崎市下水道事業経営戦略

(令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度)

令和 5 年 3 月改定

群 馬 県 伊 勢 崎 市

【公共下水道事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 1 ～ P. 2
(2) 民間活力の活用等	… P. 2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 3
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 3
(2) 有収水量の予測	… P. 4
(3) 使用料収入の見通し	… P. 4
(4) 施設の見通し	… P. 5
(5) 組織の見通し	… P. 5
3. 経営の基本方針	… P. 6 ～ P. 7
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	… P. 8
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	… P. 8 ～ P. 10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 10 ～ P. 11
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 11
・経営比較分析表（別紙①）	… P. 12 ～ P. 13
・収支シミュレーション（別紙②、③）	… P. 14 ～ P. 17

【農業集落排水事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 18 ～ P. 19
(2) 民間活力の活用等	… P. 19
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 20
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 20
(2) 有収水量の予測	… P. 21
(3) 使用料収入の見通し	… P. 21
(4) 施設の見通し	… P. 22
(5) 組織の見通し	… P. 22
3. 経営の基本方針	… P. 23 ～ P. 24
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	… P. 25
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	… P. 25 ～ P. 26
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 27
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 27
・経営比較分析表（別紙④）	… P. 28 ～ P. 29
・収支シミュレーション（別紙⑤、⑥）	… P. 30 ～ P. 33

【特定地域生活排水処理事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 34 ～ P. 35
(2) 民間活力の活用等	… P. 35
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 36
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 36
(2) 有収水量の予測	… P. 37
(3) 使用料収入の見通し	… P. 37
(4) 施設の見通し	… P. 38
(5) 組織の見通し	… P. 38
3. 経営の基本方針	… P. 39 ～ P. 40
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	… P. 41
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	… P. 41 ～ P. 42
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 43
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 43
・経営比較分析表（別紙⑦）	… P. 44 ～ P. 45
・収支シミュレーション（別紙⑧、⑨）	… P. 46 ～ P. 49
・用語集（*1 ～ *37）	… P. 50 ～ P. 53



下水道整備（管きょ築造工事）



汚水処理場（伊勢崎浄化センター）

伊勢崎市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 公共下水道事業(*1)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ～ 令和 14 年度

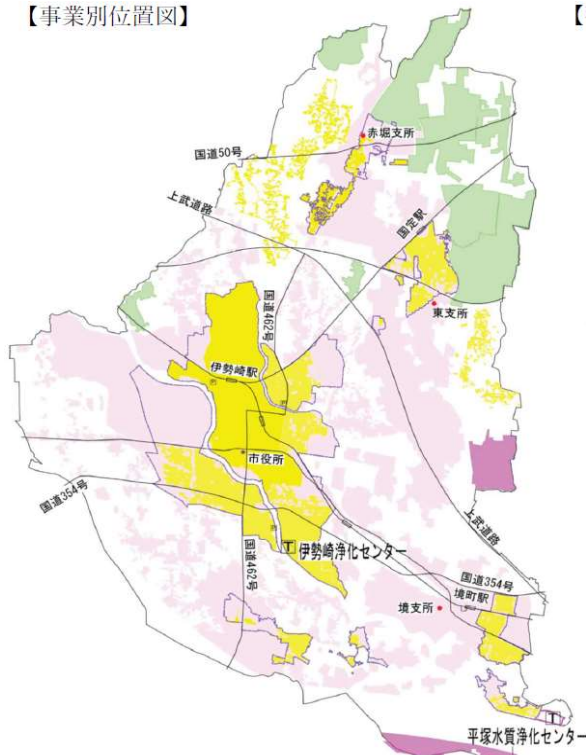
1. 事業概要

(1) 事業の現況

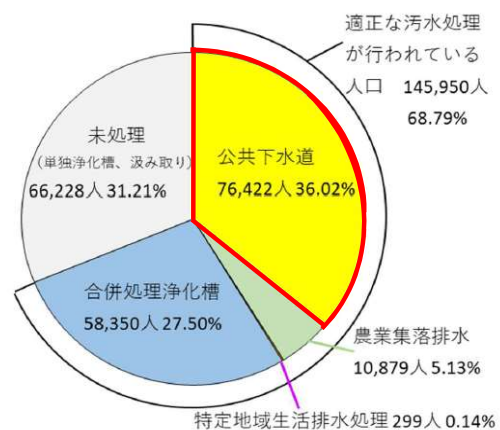
①施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和52年10月1日 (45年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分(*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度(*7)	41.8(人/ha) [R3決算]	流域下水道等 への接続の有無(*9)	有
処 理 区 数	2処理区 (市が事業主体となって終末処理場を管理する単独公共下水道(伊勢崎処理区)及び県が管理する終末処理場に下水を流す流域関連公共下水道(佐波処理区))		
処 理 場 (*8) 数	2処理場 (伊勢崎浄化センター(伊勢崎処理区)及び平塚水質浄化センター(佐波処理区))		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	・広域化については、市町村合併時に下水道事業等の統合を行い、その後、流域下水道への接続を進め、処理区域を拡大しています。 ・最適化については、農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進めています。		

【事業別位置図】



【事業別汚水処理人口 (令和3年度末)】



凡 例

区分	内 容	表 記
公共下水道	整備済区域	
	全体計画区域	
農業集落排水事業区域		
特定地域生活排水処理区域		

②使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 (*13)	[一般用] ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる累進使用料制を採用 ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料+排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1 m ³ につき) 1～10 m ³ まで 53円 11～25 m ³ まで 93円 26～50 m ³ まで 106円 51～250 m ³ まで 109円 251 m ³ ～ 113円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般用に含まれる						
その他の使用料体系の 概要・考え方	[公衆浴場用] ○考え方と計算式は、一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1 m ³ につき)1～200 m ³ まで30円、201 m ³ ～ 50円 [臨時用] ○考え方と計算式は一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1 m ³ につき) 260円						
条例上の使用料(*18) (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,101	円	実質的な使用料(*19) (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,269	円
	令和2年度	2,101	円		令和2年度	2,267	円
	令和元年度	2,101	円		令和元年度(注)	2,040	円

(注) 本事業は令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したため、令和元年度末で特別会計を完了(打ち切り決算を実施)しました。これに伴い令和2年3月調定の収入が計上されない(新たな企業会計で特例的収入とされる)ため、令和元年度は令和2、3年度に比べ低くなっています。

③ 組 織

職 員 数	26人 (損益勘定職員(※21) 19人、資本勘定職員(※22) 7人)		
事業運営組織	<pre> graph TD A[上下水道局] --- B[総務課] A --- C[上水道整備課] A --- D[浄水課] A --- E[下水道施設課] A --- F[下水道整備課] </pre>	令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託(※23)を含む)	主なもの: 処理場運転管理、脱水汚泥処理、施設点検保守管理、除草樹木管理、工事設計、水質分析、施設清掃
	イ 指定管理者制度(※24)	なし
	ウ PPP・PFI(※25)	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(※26) (下水熱・下水汚泥・発電等)	バイオマス発電設備(※27)(伊勢崎浄化センター)
	イ 土地・施設等利用(※28) (未利用土地・施設の活用等)	なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和3年度 経営比較分析表 別紙①(P. 12～13)のとおり

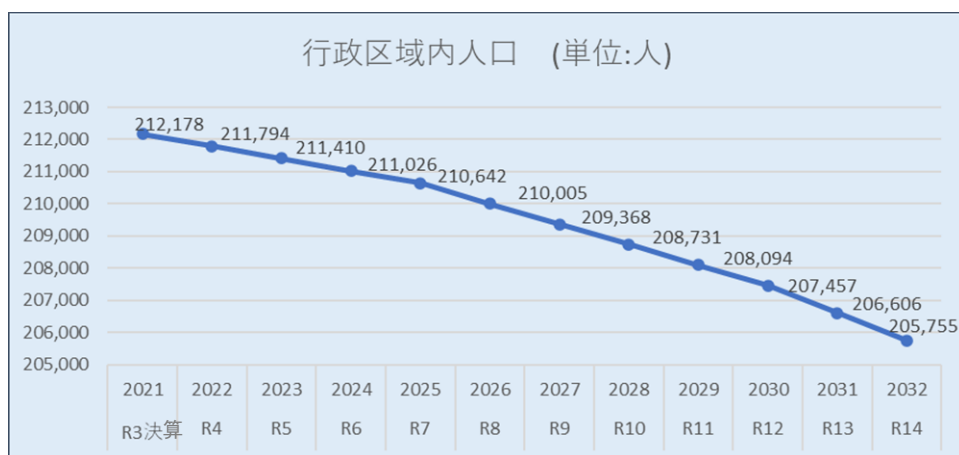
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本市の行政区域内人口(*29)の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所(*30)による将来予測を基本としています。

行政区域内人口は平成30(2018)年度をピークに減少傾向にありますが、処理区域内人口については、下水道の処理区域を拡大していくことから、緩やかに増加していくと見込んでいます。
推計にあたっては、次の事項を考慮しています。

- ・ 下水道が既に使用されている区域では、行政区域内人口の減少を反映させています。
- ・ 今後の下水道の新規整備により、新たに下水道へ接続できる人の増加を見込んでいます。

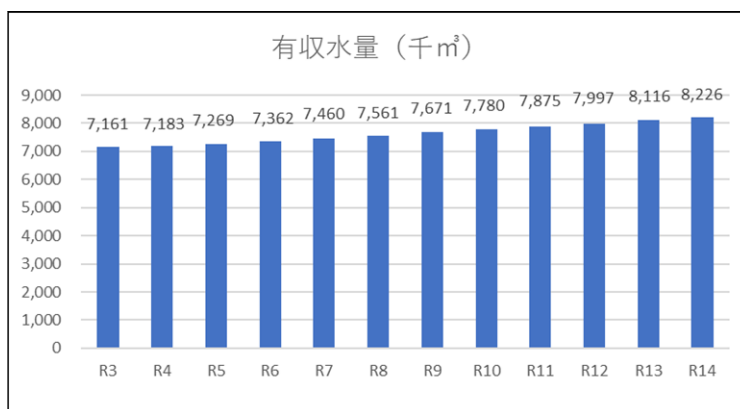


(2) 有収水量の予測

行政区域内人口は減少傾向にありますが、有収水量は下水道の新規整備を推進することにより、緩やかに増加していくものと予測しています。

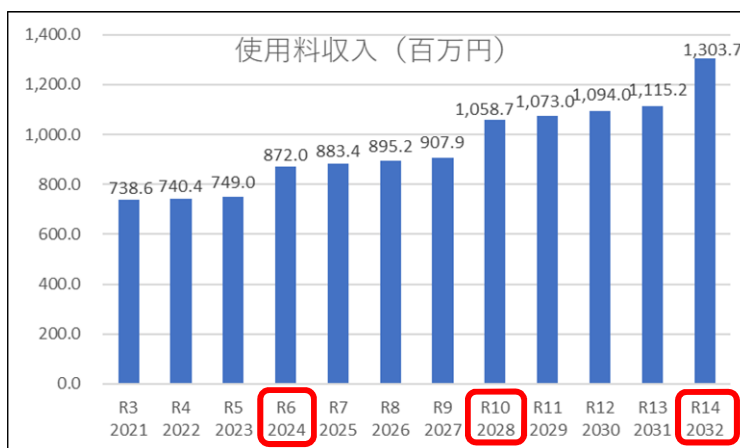
有収水量の推計にあたっては、次の事項を考慮しています。

- ・ 既に施設の建設が完了し下水道の使用が行われている区域については、昨今の節水傾向や行政区域内人口の減少傾向を見込んでいます。
- ・ 下水道の使用が行われている区域内で、未だ下水道へ接続していない箇所は、下水道への転換(水洗化)による使用水量の増加を見込んでいます。
- ・ 今後の下水道の新規整備により、新たに下水道へ接続する人が増加することに伴う使用水量の増加を見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口予測」と「(2)有収水量の予測」を反映し、増加すると見込んでいます。今後、財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行う必要があります。



使用料は、R6、R10、R14 に改定を行うことを見込んでいます。

(4) 施設の見通し

ア 既存施設の状況

本事業は、昭和52年度に供用を開始してから既に45年が経過しています。

所有する資産のほとんどは、主に管渠を中心とする土木施設と、終末処理場やポンプ場に設置している電気機械設備で構成されています。

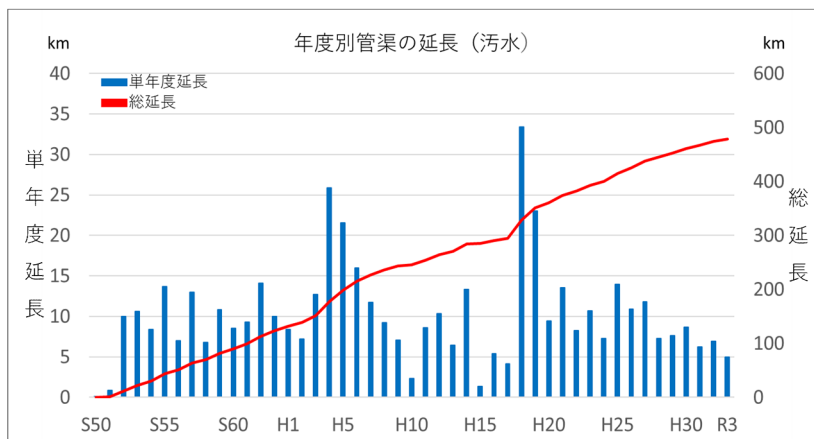
それらの耐用年数は、法令上、土木施設が概ね50年、電気機械設備が15～20年となっており、管渠や処理場・ポンプ場等の老朽化の進行が課題となっています。

今後は、耐用年数の短い電気機械設備の計画的かつ着実な更新が必要であり、今後は事業開始当初に取得した土木施設が更新時期を迎えることから、施設の維持管理に要する経費、更新や改築に要する費用の増加は不可避のものとなっています。

イ 老朽化対策(ストックマネジメント計画(*31)の推進)

既存施設の状態を的確に把握した上で、最も効率的な修繕や更新を計画的に行います。現行のストックマネジメント計画では、令和元(2019)年から令和5(2023)年度までに伊勢崎浄化センターの電気機械設備の老朽化対策を優先して策定し、約14億円を投じて実施しています。

現在、令和6(2024)年度以降の管渠更新も含めたストックマネジメント計画を策定中で、他事業とのバランスを考慮するとともに、実施対象の中で優先順位をつけて効率的に実施していきます。また、今回の経営戦略では、令和6(2024)～10(2028)年度は年度当たり約2億円を投じて実施し、令和11(2029)年度以降については、県の流域下水道事業(佐波処理区)の計画に合わせて事業量の調整を行っていきます。



ウ 耐震対策

大規模地震に備え、施設の補修と改築更新を連係させ、効率的かつ計画的な耐震補強工事を行います。上記のストックマネジメント計画との連動により、耐震対策を推進していきます。

エ 雨水対策

気候変動に伴う豪雨災害の多発傾向を受けて、浸水被害想定区域に対して計画的に雨水対策を進めていきます。

(5) 組織の見通し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

3. 経営の基本方針

下水道事業を取り巻く課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取り組めます。

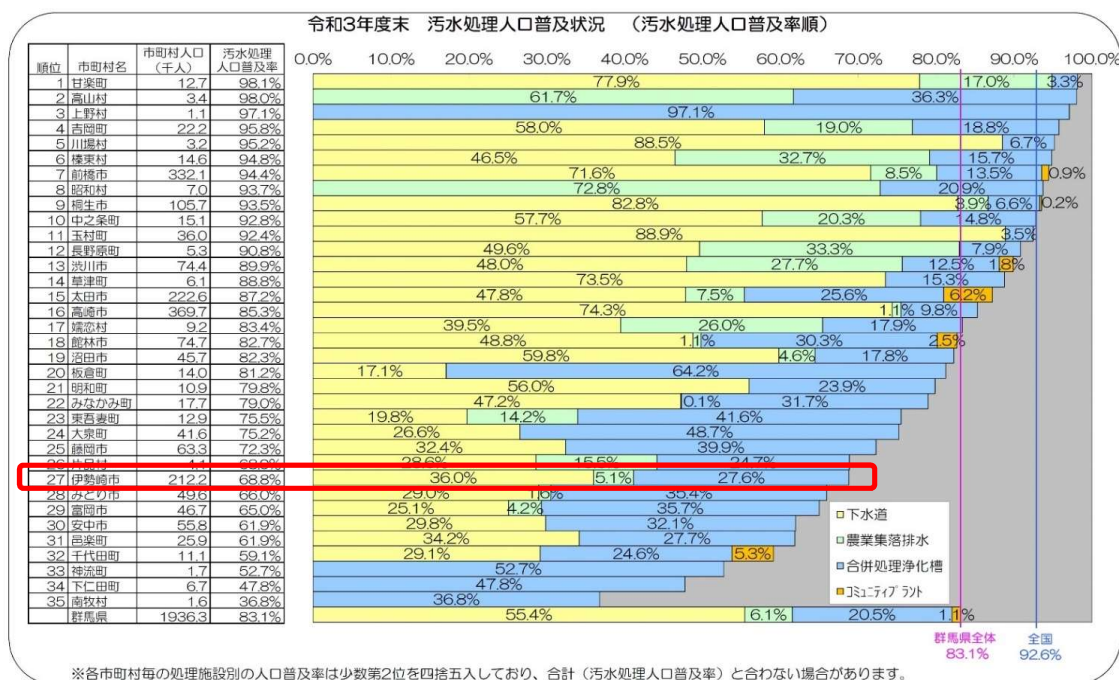
(1) 適切な生活排水処理の推進

- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(*32)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道は計画区域が広範囲であるため、整備完了まで相当の費用と期間を要しますが、管渠整備に加え、下水道に接続されていない方の単独処理浄化槽、汲み取り槽から公共下水道への接続促進に努めるとともに、下水道処理区域の再編等による地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽（個人設置型）への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。



(2) 汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 汚水処理施設の適切な維持管理による機能継続
- ストックマネジメント計画に基づく補修、更新の実施
- 施設更新等に併せた効率的な耐震化対策の実施

【解説】

周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、施設整備の進捗による使用料収入の伸びが鈍化していきます。一方で、今後は施設の維持管理に加え、老朽化対策や地震対策を進めていくための更新経費の増加が見込まれます。

これらのことから、効率的な整備を進めるとともに、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。

(3)雨水対策事業の実施

○優先度の高い地域から計画的に雨水施設整備の実施

【解説】

市街地などの住宅地の浸水被害を防止・軽減するため、雨水幹線等の整備を推進することにより、快適で安全な生活環境の実現を図ります。公共下水道の雨水事業計画区域において、緊急性の高い区域から雨水幹線等の整備を行っていきます。また、道路整備事業などの他事業との連携も進めていきます。

なお、雨水対策に関する費用は、公費負担（一般会計からの基準内繰入金）です。

(4)持続可能な事業運営の実現

○財政健全化のための取組の推進

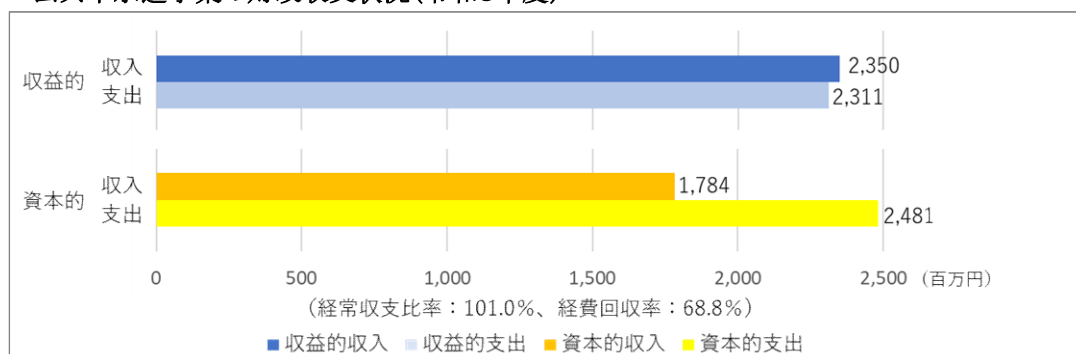
【解説】

前述のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、平成10年度以降改定されておらず、県内他市と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金（基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む）を受けることで財政を維持している状況にあります。

令和3年度決算の経常収支比率（※33）は、101.0%となり健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、経費回収率（※34）は68.8%となり100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある汚水処理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいく必要があります。

本市の公共下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していく必要があります。

公共下水道事業の財政収支状況（令和3年度）



（注意）収益的収入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙（法適・収益）」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的収入・支出は消費税込みで作成される「別紙（法適・資本）」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

〔計画に基づく主な指標/目標値〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値 R14 年度	望ましい 方向	解 説
汚水処理人口普及率	68.8%	79.9%	➡	汚水処理施設を利用することができる市民の割合 令和23年度末で概ね90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 （統廃合の推進）	8 施設	7 施設	➡	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。

農業集落排水施設の公共下水道事業への編入については、県の広域化・共同化汚水処理計画に基づき令和14年度までに三郷地区の編入を計画しています。残りの農業集落排水施設については効果等を検証し、令和14年度以降に編入の可否について検討することとしています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙②、③(P. 14～17)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値		望ましい方向	解 説
		R9 年度	R14 年度		
経常収支比率 (%)	101.0	100.0	102.3	↗	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	68.8	78.9	105.7	↗	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能
使用料単価 (円)	103.2	118.4	158.5	↗	有収水量（使用料をいただいている排水量）1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
汚水処理原価 (円)	150.0	150.0	150.0	↘	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	62.9	75.5	81.0	↗	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	87.7	87.8	89.8	↗	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 令和23(2041)年度末までに汚水処理人口普及率 約90%を達成できるよう、下水道整備を推進します。このため人口密度の高い市街化区域の管渠整備へ集中的な投資を行います。 ・ 老朽化した下水道施設の更新を、効率的に推進します。 ・ 局地的な大雨の発生に対応できるよう、雨水整備(浸水対策)を推進します。
-----	---

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくために、施設の整備を的確に進めるとともに、老朽化した施設の更新改良を進めていく必要があります。このための建設改良費として今後10年間(令和5～14年度まで)で約174.3億円(年平均17.4億円)を計上しています。

ア 下水道汚水管整備(普及拡大) 97.5億円

下水道事業は本市の均衡ある発展に寄与する社会基盤であり、今後も汚水処理人口普及率を向上させていく必要があります。このため計画区域内の特に人口密度の高い市街化区域への管渠整備を集中的に実施するとともに、県が推奨する下水道と合併処理浄化槽のベストミックス(汚水処理の適正化)を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

令和9年度以降は、建設投資の財源となっている国の未普及解消にかかる交付金制度の存続が不透明な状況にあります。公共下水道の普及拡大は、本市の衛生的で健全な街づくりや、公共用水域の水質保全に寄与するものであり、交付金制度に過度に依存せず、継続して整備を推進していきます。なお、収入が見込めない可能性のある交付金相当額については、企業債を財源として充当することを見込んでいます。

イ 流域下水道建設負担金(普及拡大) 34.5億円

本市は県の流域下水道に接続し、市内で発生する汚水の一部を、県が建設した平塚水質浄化センターで処理しています。流域下水道の施設建設に掛かる費用の本市相当分を、流域下水道建設負担金として県に支出します。

ウ 既存設備の更新(ストックマネジメント事業) 21.9億円

伊勢崎浄化センターの設備更新は、既存のストックマネジメント計画に沿って進めていきます。管渠は未だ更新時期には達していませんが、新たにストックマネジメント計画(R6～10)を策定した後に、次期経営戦略へ反映させていきます。

エ 雨水対策の実施（雨水排水管等整備）20.1億円

雨水による浸水対策として、下水道整備区域内における雨水排水管の整備を、上下水道局が行います。その財源は一般会計が負担することとなっており、毎年度、雨水対策に掛かる費用（減価償却費等）を基準として負担額を算定し、本事業会計の収入として繰り入れられます。

オ その他 0.3億円

施設整備に際し、用地を取得します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料単価を現在の103.2円/㎡から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件（使用料単価150円/㎡）を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。 ・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。 ・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。 ・ 本計画では、令和6（2024）、10（2028）、14（2032）年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。
-----	--

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の検討期間を、今後の10年間（令和5～14年度まで）に設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

ア 使用料収入 99.5億円

- ・ 既に下水道が使用されている区域については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・ 今後、下水道の施設整備を進める区域については、新たに使用者が増えることで増収を見込んでいます。
- ・ 既に下水道が整備されている区域において、下水道に未だ接続されていない箇所は、年3%程度 of 下水道への転換（水洗化）を見込んでいます。
- ・ 今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定（改定時期は令和6、10、14年度、改定率は各15%）を見込み、試算しています。

イ 企業債 138.1億円

- ・ 前述の投資（下水道普及拡大、流域下水道建設負担金、既存施設の更新、雨水対策等）に充当する財源として、企業債を発行します。（120.7億円）
- ・ 下水道整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債（※35）を継続して発行します。（17.4億円）

ウ 国庫補助金 27.2億円

- ・ 下水道整備に対し国から交付される補助金を、計画的に確保していきます。

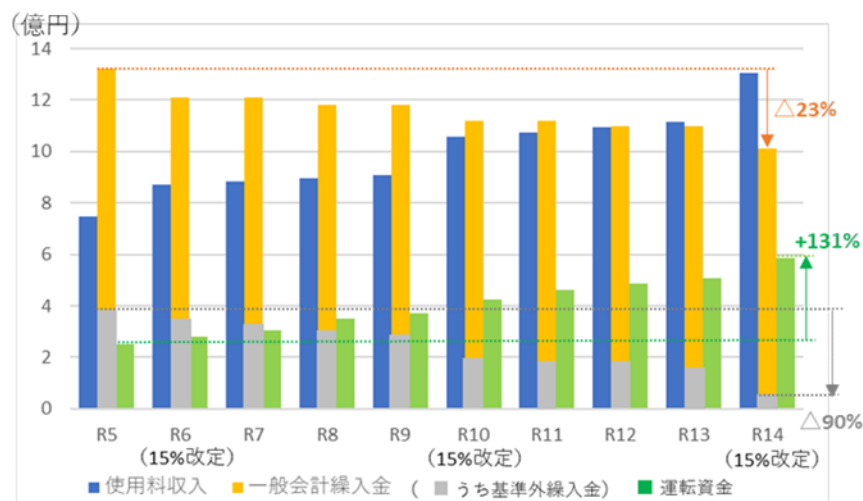
エ 一般会計繰入金（※36） 115.5億円（収益的収入：98.2億円、資本的収入：17.3億円）

- ・ 基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰出金について」により、雨水処理に要する経費や不明水に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・ 基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる汚水資本費（元金償還金を含む）及び汚水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・ これにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約23%減少し、そのうち基準外繰入金は約90%減少していきます。

オ 運転資金

今回、財政収支構造の改善に取り組むことで、10年後（令和14年度末）の運転資金は、令和5年度に比べて約131%増加する見込みであり、経営が安定し円滑な事業運営が出来るようになります。

〈財政計画〉



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各種経費の計上について

昨今の電力料の高騰傾向を受けて動力費の上昇(現行の1.87倍)を見込むとともに、修繕費・工事請負費・委託料等は微増(1%)を見込みますが、他は経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和4年度予算並みとしています。

但し、処理水量に影響を受けるものは変動費として水量見合いで積算しています。また、人件費は現行人員体制を前提とし、ベースアップ等は考慮していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、県の流域下水道の広域化計画に基づき、検討していきます。 最適化については、更なる農業集落排水事業の公共下水道事業への編入を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	今後も汚水処理人口普及率の向上を図るため、下水道の新規整備に対する投資規模を維持していくとともに、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化方策についても、進捗状況等を踏まえ、各年度予算編成の際に、より平準化できるよう事業内容の精査を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	施設更新の際には、省エネルギー型機器や再生エネルギーを活用できる施設の導入などを可能な限り進め、温室効果ガスの排出削減や動力費等の経費節減に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、平成10年度以降改定を行っていないことから、現在は経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)	既に料金関係の受付業務や検針業務、施設の維持管理等は民間 委託を導入していますが、更に導入可能なものがあるか検討してい きます。
職員給与費に関する事項	令和2年度に現在の組織体制に移行したところであり、職員の変動 は少ないものと想定し、職員給与費は現行水準のまま横ばいで推移 すると見込んでいます。
動力費に関する事項	昨今の電気料金の高騰傾向を受けて動力費の上昇(現行の1.87 倍)を見込んでいます。
薬品費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
修繕費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
委託費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であ るか検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

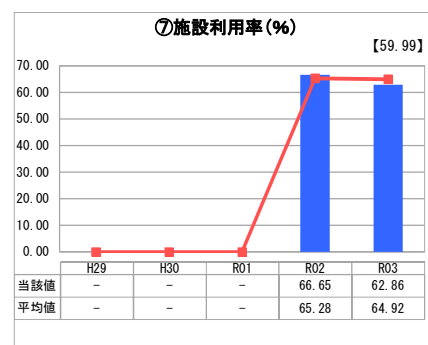
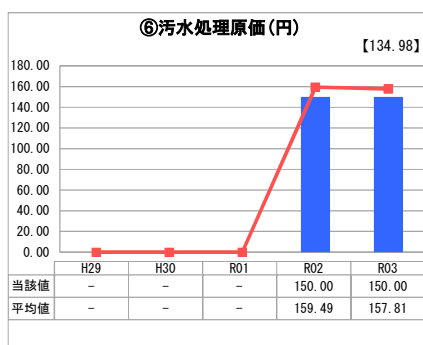
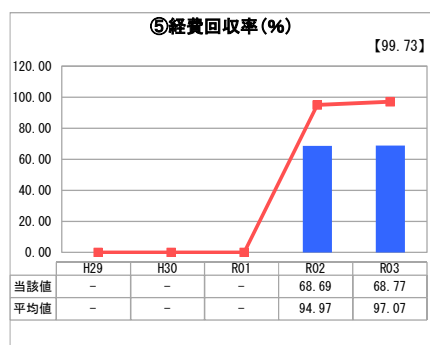
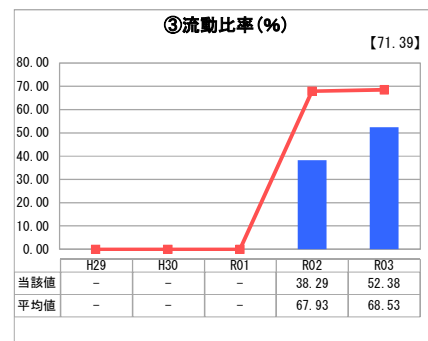
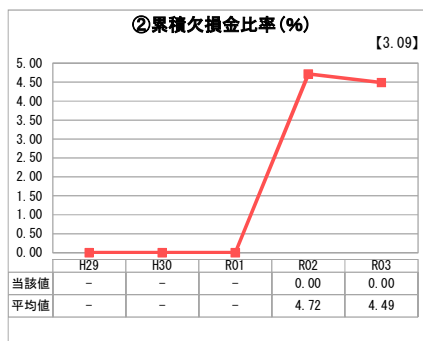
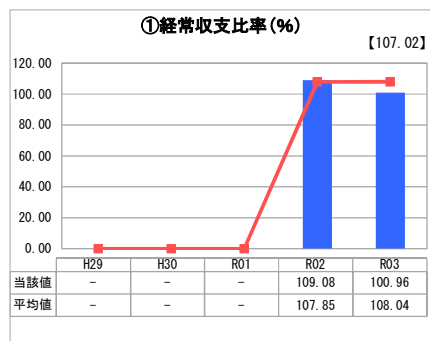
経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4 年に1回の見直しを行っていきます。
-------------------------	---

経営比較分析表

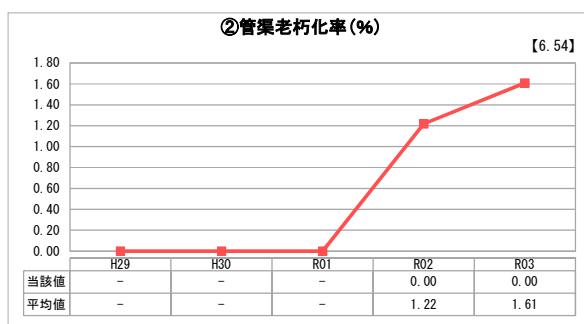
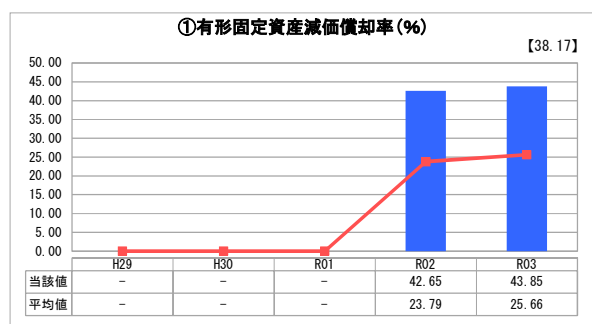
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置	212,536
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)
-	57.10	36.02	81.15	2,101	76,422

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、

面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
139.44	1,524.21
処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
18.28	4,180.63

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

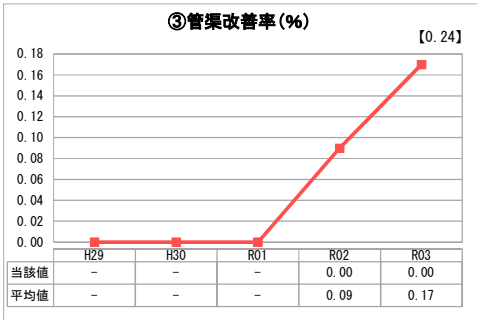
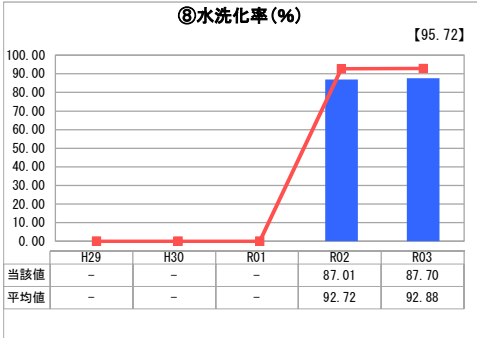
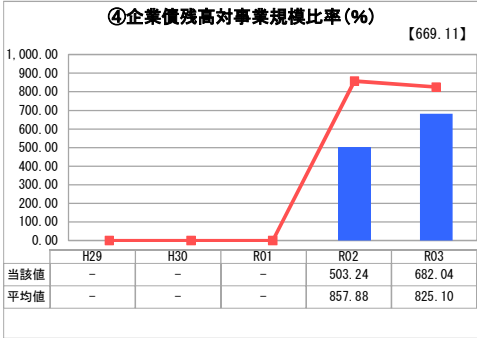
(1) 各指標と現状の分析
令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。
①単年度の収支が黒字であることを示す100%を上回っている。
②累積欠損金が発生していないことを示す0%となっている。
③100%未満であるが、流動負債には建設改良費等の財源に充てられた企業債を多く含んでいる。
④平均値より低い状況であり、適切な規模で投資が行われている。
⑤100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賄っていない。
⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。
⑦平均値より低い状況であり、施設稼働の最適化も踏まえ、今後も下水道の整備や接続促進により、流入量を増やす必要がある。
⑧平均値より低い状況であり、引き続き接続促進に努めている。
(2) 課題に対する今後の取組等
類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。その一方で、水洗化率が低く、使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。また、施設稼働の最適化も踏まえ、今後も効率的な下水道整備や下水道への接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

(1) 各指標と現状の分析
①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、処理施設の更新と管渠の新規整備への投資を進めている。
②③令和3年度末まで管渠の更新は行っていない。
(2) 課題に対する今後の取組等
類似団体では管渠の更新が始まっているが、今後は資産台帳等を活用し、計画的及び平準化した管渠の更新を予定。

全体総括

(1) 各指標と現状の分析
公共下水道の維持管理費は、下水道使用料で賄っていない状況だが、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理は行えている。また、施設利用率や水洗化率の平均値との比較から、水洗化率を向上させ、下水道整備により施設利用率の向上を図る必要がある。
(2) 課題に対する今後の取組等
本市の下水道普及率は36.0%であり、全国平均の80.6%(福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除く)を大きく下回っており、いまだ整備途上にある。人口が集中する区域への下水道整備を進めるとともに、整備区域内の接続促進を進め施設利用率を向上させる必要がある。
これにより、下水道事業の健全で持続可能な経営管理に努めていく。



法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）
公共下水道事業

投資・財政計画
（収支計画）

年 度			2021年度 令和 3 年度 〔 決 算 〕	2022年度 令和 4 年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和 5 年度	2024年度 令和 6 年度	2025年度 令和 7 年度	2026年度 令和 8 年度	
区 分	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	989,291	1,064,718	1,084,074	1,203,943	1,213,471	1,225,378	
		(1) 料 金 収 入	738,626	740,432	749,043	872,045	883,435	895,231	
収 益 的 収 入	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		32,644	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	
		(3) そ の 他	218,021	232,286	243,031	239,898	238,036	238,147	
		2. 営 業 外 収 益	1,343,496	1,453,477	1,606,920	1,410,616	1,427,595	1,453,752	
	(1) 補 助 金		783,462	923,923	1,023,132	821,250	835,704	856,105	
		他 会 計 補 助 金	783,462	923,923	1,023,132	821,250	835,704	856,105	
		そ の 他 補 助 金							
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		555,941	524,023	578,341	583,919	586,444	592,200	
		(3) そ の 他	4,093	5,531	5,447	5,447	5,447	5,447	
		収 入 の 計 (C)	2,332,787	2,518,195	2,690,994	2,614,559	2,641,066	2,679,130	
	収 益 的 収 支 出	1. 営 業 費 用		2,038,232	2,257,330	2,447,521	2,385,513	2,422,705	2,470,296
(1) 職 員 給 与 費				131,567	154,277	154,277	154,277	154,277	154,277
			基 本 給	73,842	77,962	77,962	77,962	77,962	77,962
			退 職 給 付 費		10,436	10,436	10,436	10,436	10,436
(2) 経 費		そ の 他	57,725	65,879	65,879	65,879	65,879	65,879	
			641,101	785,013	923,199	825,270	837,275	851,511	
		動 力 費	74,620	173,860	264,661	171,942	178,299	183,066	
		修 繕 費	76,874	90,053	90,938	91,833	92,735	93,647	
(3) 減 価 償 却 費		材 料 費	636	698	698	698	698	698	
		そ の 他	488,971	520,402	566,902	560,797	565,542	574,099	
			1,265,564	1,318,040	1,370,045	1,405,966	1,431,153	1,464,508	
2. 営 業 外 費 用			272,396	250,043	237,428	226,998	216,913	207,928	
		(1) 支 払 利 息		261,472	249,871	237,256	226,826	216,741	207,756
			(2) そ の 他	10,924	172	172	172	172	172
		支 出 の 計 (D)	2,310,628	2,507,373	2,684,949	2,612,511	2,639,618	2,678,224	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,159	10,822	6,045	2,048	1,448	906			
特 別 利 益 (F)	17,157	2							
特 別 損 失 (G)	78	214	214	214	214	214			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	17,079	△ 212	△ 214	△ 214	△ 214	△ 214			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	39,238	10,610	5,831	1,834	1,234	692			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)	677,778	743,424	764,865	753,273	753,887	762,244			
う ち 未 収 金	379,993	219,234	446,350	468,710	444,938	418,153			
流 動 負 債 (K)	1,293,840	1,356,407	1,360,987	1,364,650	1,384,276	1,370,909			
う ち 建 設 改 良 費 分	999,441	997,504	1,014,523	1,031,746	1,050,820	1,052,160			
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金	278,733	347,484	335,045	321,485	322,037	307,330			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-			
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-			
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	956,647	972,718	992,074	1,111,943	1,121,471	1,133,378			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	956,647	972,718	992,074	1,111,943	1,121,471	1,133,378			
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)	-	-	-	-	-	-			

収支シミュレーション 別紙②

(単位：千円，％)

区 分		年 度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収 入 の 収 入 支 出	収 入 の 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,238,528	1,389,913	1,404,648	1,426,066	1,447,565	1,636,969
		(1) 料 金 収 入	907,917	1,058,730	1,072,959	1,093,981	1,115,157	1,303,665
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000
		(3) そ の 他	238,611	239,183	239,689	240,085	240,408	241,304
		2. 営 業 外 収 益	1,464,464	1,337,976	1,338,187	1,317,181	1,314,813	1,211,211
		(1) 補 助 金	861,057	741,745	757,424	747,377	749,792	646,353
		他 会 計 補 助 金	861,057	741,745	757,424	747,377	749,792	646,353
		そ の 他 補 助 金						
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	597,960	590,784	575,316	564,357	559,574	559,411
		(3) そ の 他	5,447	5,447	5,447	5,447	5,447	5,447
		収 入 計 (C)	2,702,992	2,727,889	2,742,835	2,743,247	2,762,378	2,848,180
	支 出 の 支 出	1. 営 業 費 用	2,512,547	2,534,832	2,542,748	2,563,857	2,589,581	2,618,854
		(1) 職 員 給 与 費	154,277	154,277	154,277	154,277	154,277	154,277
		基 本 給	77,962	77,962	77,962	77,962	77,962	77,962
		退 職 給 付 費	10,436	10,436	10,436	10,436	10,436	10,436
		そ の 他	65,879	65,879	65,879	65,879	65,879	65,879
		(2) 経 費	863,449	874,125	883,375	891,242	904,598	911,571
		動 力 費	186,768	190,964	192,574	195,486	197,430	199,394
		修 繕 費	94,568	95,500	96,440	97,389	98,347	99,315
		材 料 費	698	698	698	698	698	698
		そ の 他	581,414	586,963	593,663	597,668	608,123	612,164
		(3) 減 価 償 却 費	1,494,821	1,506,430	1,505,096	1,518,338	1,530,706	1,553,006
	支 出 の 支 出	2. 営 業 外 費 用	190,027	191,826	198,675	178,106	171,727	166,006
		(1) 支 払 利 息	189,855	191,654	198,503	177,934	171,555	165,834
		(2) そ の 他	172	172	172	172	172	172
		支 出 計 (D)	2,702,574	2,726,658	2,741,423	2,741,963	2,761,308	2,784,860
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		418	1,231	1,412	1,284	1,070	63,320
特 別 利 益 (F)								
特 別 損 失 (G)			214	214	214	214	214	214
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 214	△ 214	△ 214	△ 214	△ 214	△ 214
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			204	1,017	1,198	1,070	856	63,106
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)								
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)		757,570	789,667	802,807	804,261	800,921	857,265
	う ち 未 収 金		354,736	373,485	371,770	371,246	372,961	392,226
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)		1,423,973	1,437,896	1,449,617	1,461,458	1,508,994	1,434,414
	う ち 建 設 改 良 費 分		1,103,051	1,117,724	1,127,762	1,138,133	1,183,281	1,107,397
	う ち 一 時 借 入 金							
	う ち 未 払 金		309,503	308,753	310,436	311,906	314,294	315,598
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)			-	-	-	-	-	-
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			1,146,528	1,297,913	1,312,648	1,334,066	1,355,565	1,544,969
地方財政法による (L) / (M) × 100 資金不足の比率			-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)			-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)			-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			1,146,528	1,297,913	1,312,648	1,334,066	1,355,565	1,544,969
健全化法第22条により算定した (N) / (P) × 100 資金不足比率			-	-	-	-	-	-

様式第2号（法適用企業・資本的収支）
公共下水道事業

投資・財政計画
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度 令和3年度 〔 決算 〕	2022年度 令和4年度 〔 決算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
資本的 収支	1. 企 業 債	1,026,800	1,504,800	1,341,700	1,271,000	1,338,100	1,226,400
	うち資本費平準化債		170,700	203,700	196,000	195,300	183,400
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	188,719	117,103	115,460	210,475	197,883	147,371
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	472,614	645,045	529,900	499,751	418,841	412,831
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	95,755	68,787	37,646	53,269	50,123	51,000
	9. そ の 他						
	計 (A)	1,783,888	2,335,735	2,024,706	2,034,495	2,004,947	1,837,602
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	1,783,888	2,335,735	2,024,706	2,034,495	2,004,947	1,837,602
	1. 建 設 改 良 費	1,482,101	2,220,316	1,861,860	1,912,810	1,894,190	1,702,110
	うち職員給与費	46,463	51,761	51,761	51,761	51,761	51,761
	2. 企 業 債 償 還 金	999,329	999,441	997,504	1,014,523	1,031,746	1,050,820
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	2,481,430	3,219,757	2,859,364	2,927,333	2,925,936	2,752,930
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		697,542	884,022	834,658	892,838	920,989	915,328
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	641,519	789,246	739,435	797,573	821,357	825,373
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	56,023	94,776	95,223	95,265	99,632	89,955
	計 (F)	697,542	884,022	834,658	892,838	920,989	915,328
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		17,359,308	17,864,667	18,208,863	18,465,340	18,771,694	18,947,274

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度 令和3年度 〔 決算 〕	2022年度 令和4年度 〔 決算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
収益的収支分		949,156	1,090,941	1,204,540	999,525	1,012,117	1,032,629
	うち基準内繰入金	669,985	782,790	842,476	752,912	756,650	775,212
	うち基準外繰入金	279,171	308,151	362,064	246,613	255,467	257,417
資本的収支分		188,719	117,103	115,460	210,475	197,883	147,371
	うち基準内繰入金	115,623	113,718	115,460	120,475	125,883	129,371
	うち基準外繰入金	73,096	3,385		90,000	72,000	18,000
合 計		1,137,875	1,208,044	1,320,000	1,210,000	1,210,000	1,180,000

収支シミュレーション 別紙③

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
資本的収支	1. 企業債	1,441,000	1,455,100	1,448,800	1,432,700	1,422,900	1,432,700
	うち資本費平準化債	161,000	177,100	170,800	154,700	144,900	154,700
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	141,955	200,695	184,510	174,161	171,423	183,966
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国（都道府県）補助金	165,331	138,998	138,998	138,998	138,998	138,998
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	9. その他						
	計 (A)	1,758,286	1,804,793	1,782,308	1,755,859	1,743,321	1,765,664
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,758,286	1,804,793	1,782,308	1,755,859	1,743,321	1,765,664
	1. 建設改良費	1,702,110	1,671,910	1,671,910	1,671,910	1,671,910	1,671,910
	うち職員給与費	51,761	51,761	51,761	51,761	51,761	51,761
	2. 企業債償還金	1,052,160	1,103,051	1,117,724	1,127,762	1,138,133	1,183,281
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
	計 (D)	2,754,270	2,774,961	2,789,634	2,799,672	2,810,043	2,855,191
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	995,984	970,168	1,007,326	1,043,813	1,066,722	1,089,527
補填財源	1. 損益勘定留保資金	879,309	859,184	894,871	930,417	953,077	977,022
	2. 利益剰余金処分類						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	116,675	110,984	112,455	113,396	113,645	112,505
	計 (F)	995,984	970,168	1,007,326	1,043,813	1,066,722	1,089,527
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		19,336,114	19,688,163	20,019,239	20,324,177	20,608,944	20,858,363

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収益的収支分		1,038,045	919,305	935,490	925,839	928,577	826,034
	うち基準内繰入金	778,232	794,137	810,807	804,953	812,497	820,538
	うち基準外繰入金	259,813	125,168	124,683	120,886	116,080	5,496
資本的収支分		141,955	200,695	184,510	174,161	171,423	183,966
	うち基準内繰入金	131,955	130,695	129,510	131,161	148,423	153,966
	うち基準外繰入金	10,000	70,000	55,000	43,000	23,000	30,000
合 計		1,180,000	1,120,000	1,120,000	1,100,000	1,100,000	1,010,000

伊勢崎市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 農業集落排水事業 (*2)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

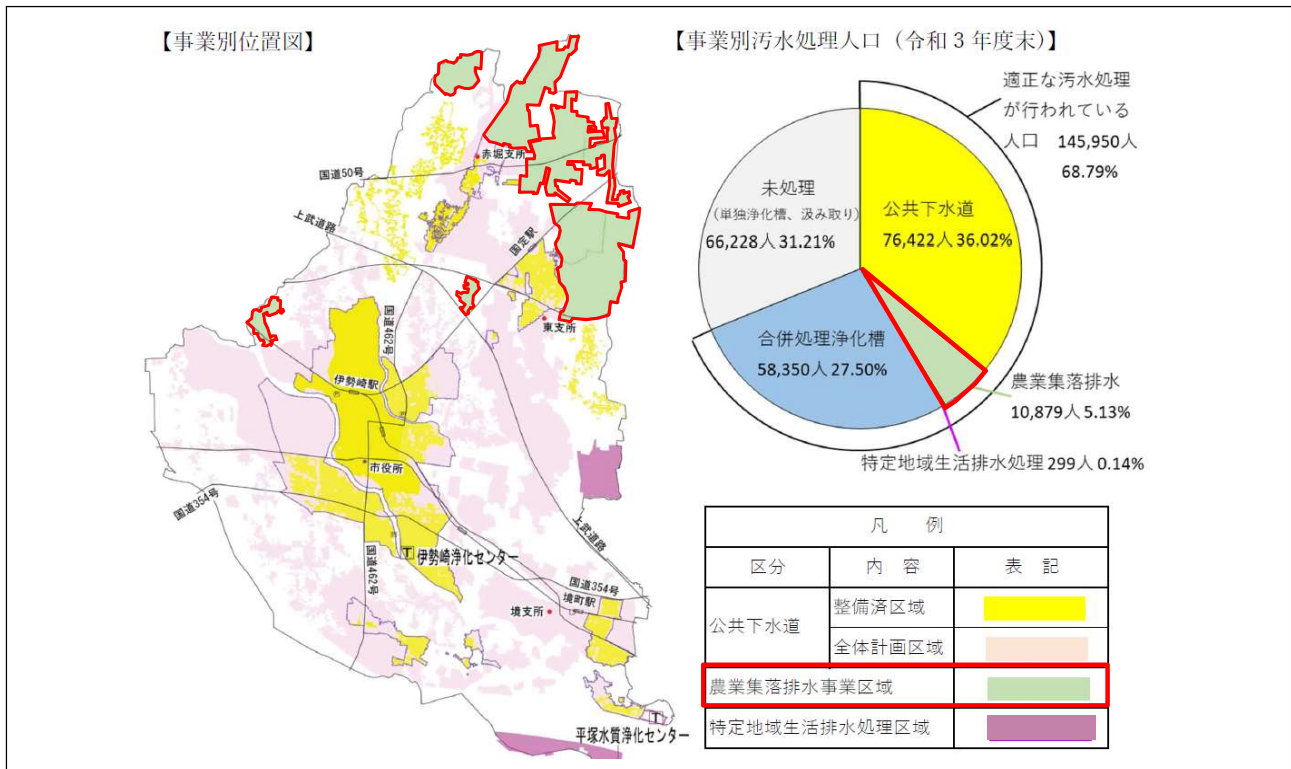
計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年9月1日 (39年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分(*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度(*7)	21.6(人/ha) [R3決算]	流域下水道等 への接続の有無(*9)	無
処 理 区 数	8 処理区 (三郷地区、書上地区、赤堀曲沢地区、赤堀間野谷地区、赤堀香林地区、赤堀西野地区、あずま向原地区、あずま国定地区)		
処 理 場 (*8) 数	8 農業集落排水処理施設 (三郷、書上、赤堀曲沢、赤堀間野谷、赤堀香林、赤堀西野、あずま向原、あずま国定)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	・最適化については、平成25 (2013) 年度に赤堀西部地区、平成27 (2015) 年度に赤堀今井地区、令和元 (2019) 年度にあずま東部地区を廃止し、公共下水道事業への編入を実施しました。		



② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方 (※13)	〔一般用〕 ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる累進使用料制を採用 ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料＋排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1m ³ につき) <table><tr><td>1～10m³まで</td><td>53円</td></tr><tr><td>11～25m³まで</td><td>93円</td></tr><tr><td>26～50m³まで</td><td>106円</td></tr><tr><td>51～250m³まで</td><td>109円</td></tr><tr><td>251m³～</td><td>113円</td></tr></table>					1～10m ³ まで	53円	11～25m ³ まで	93円	26～50m ³ まで	106円	51～250m ³ まで	109円	251m ³ ～	113円
1～10m ³ まで	53円														
11～25m ³ まで	93円														
26～50m ³ まで	106円														
51～250m ³ まで	109円														
251m ³ ～	113円														
業務用使用料体系の概要・考え方	一般用に含まれる														
その他の使用料体系の概要・考え方	〔公衆浴場用〕 ○考え方と計算式は、一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1m ³ につき)1～200m ³ まで30円、201m ³ ～ 50円 〔臨時用〕 ○考え方と計算式は一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1m ³ につき) 260円														
条例上の使用料(※18) (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,101	円	実質的な使用料(※19) (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,208	円								
	令和2年度	2,101	円		令和2年度	2,206	円								
	令和元年度	2,101	円		令和元年度(注)	1,878	円								

(注) 本事業は令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したため、令和元年度末で特別会計を完了(打ち切り決算を実施)しました。これに伴い令和2年3月調定の収入が計上されない(新たな企業会計で特例的収入とされる)ため、令和元年度は令和2、3年度に比べ低くなっています。

③ 組 織

職 員 数	3人 (損益勘定職員(*21) 3人、資本勘定職員(*22) 0人)		
事業運営組織	上下水道局 総務課 上水道整備課 浄水課 下水道施設課 下水道整備課 令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。		

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託(*23)を含む)	主なもの: 終末処理場及びポンプ場の施設・設備に関する運転管理、保守点検
	イ 指定管理者制度(*24)	なし
	ウ PPP・PFI(*25)	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(*26) (下水熱・下水汚泥・発電等)	なし
	イ 土地・施設等利用(*28) (未利用土地・施設の活用等)	なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

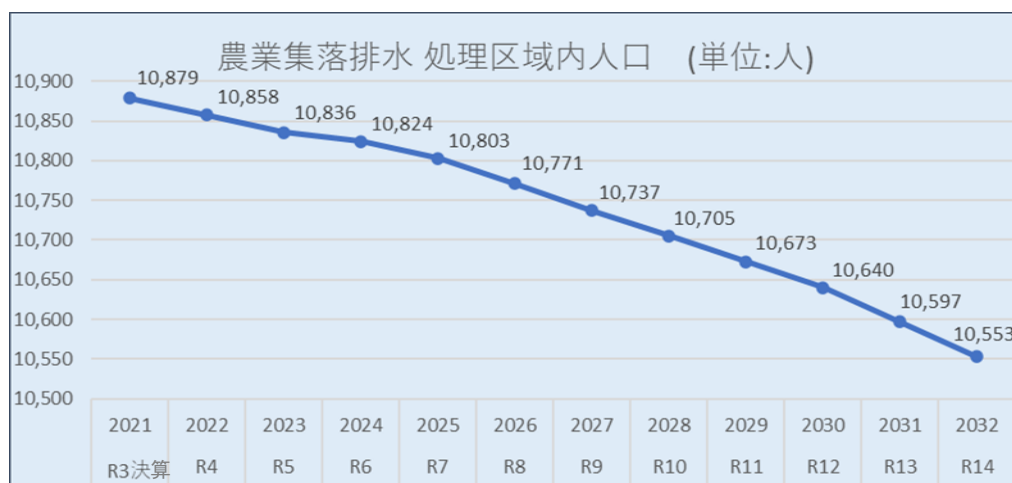
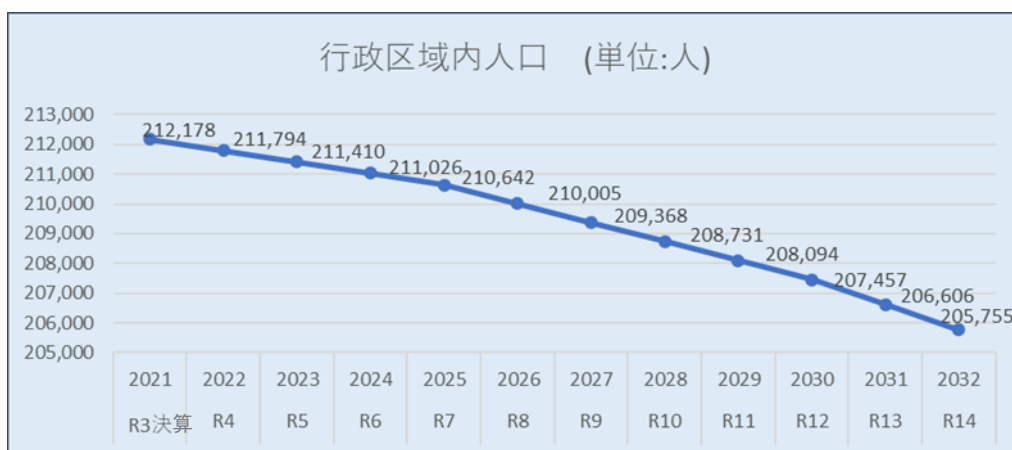
令和3年度 経営比較分析表 別紙④(P. 28～29)のとお

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本市の行政区域内人口(*29)の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所(*30)による将来予測を基本としています。

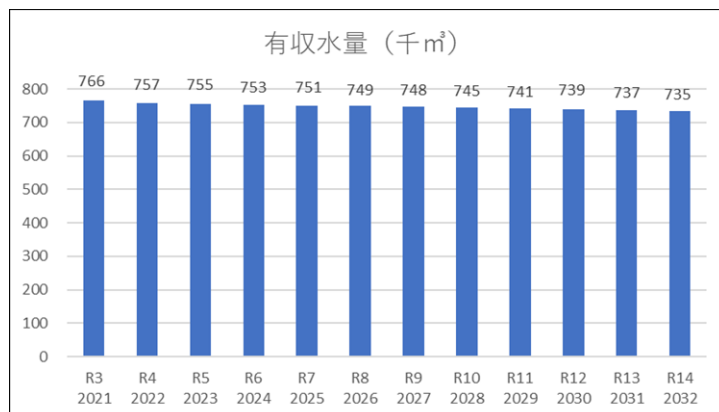
本事業は新規整備を行わないことから、処理区域内人口の新規増加はなく、行政内区域人口の減少傾向に伴って緩やかに減少していくと見込んでいます。



(2) 有収水量の予測

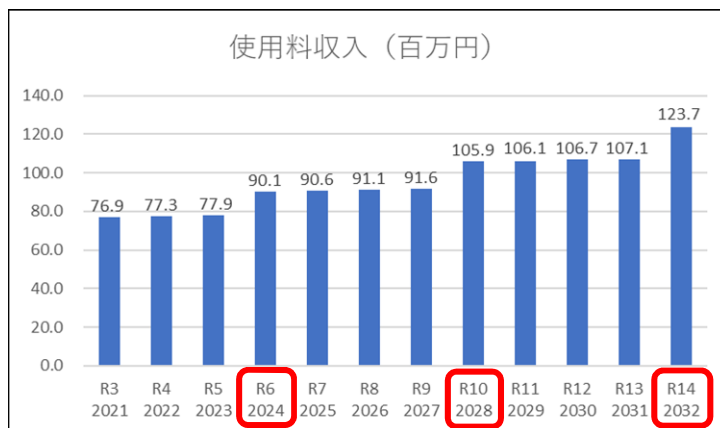
本事業は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」による有収水量の増加が見込めないことから、有収水量は過去の実績を基に、処理区域内人口の減少見通しを踏まえて推計しています。

農業集落排水の使用が行われている区域内で、未だ農業集落排水へ接続していない箇所は、農業集落排水への転換(水洗化)による使用水量の増加を見込んでいます。しかし、転換による増加に比べ、人口減少による減少の方が大きいことから、全体として緩やかに減少していくと見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」と「(2)有収水量の予測」では、ともに緩やかに減少していくと見込んでいます。今後、財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行う必要があります。



使用料は、R6、R10、R14 に改定を行うことを見込んでいます。

(4) 施設の見通し

ア 既存施設の状況

本事業は、昭和58年度に三郷地区が最初に供用を開始してから既に39年が経過しています。

所有する資産のほとんどは、主に管渠を中心とする土木施設と、排水処理施設やポンプ場に設置している電気機械設備で構成されています。

それらの耐用年数は、法令上、土木施設が概ね50年、電気機械設備15～20年となっており、管渠や処理場・ポンプ場施設等の老朽化の進行が課題となっています。

今後は、耐用年数の短い電気機械設備の計画的かつ着実な更新が必要となりますが、大規模な更新は行わず、既存設備の改修を主に実施し、公共下水道への編入を検討していきます。

(5) 組織の見通し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

3. 経営の基本方針

汚水処理における諸課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取組みます。

(1)適切な生活排水処理の推進

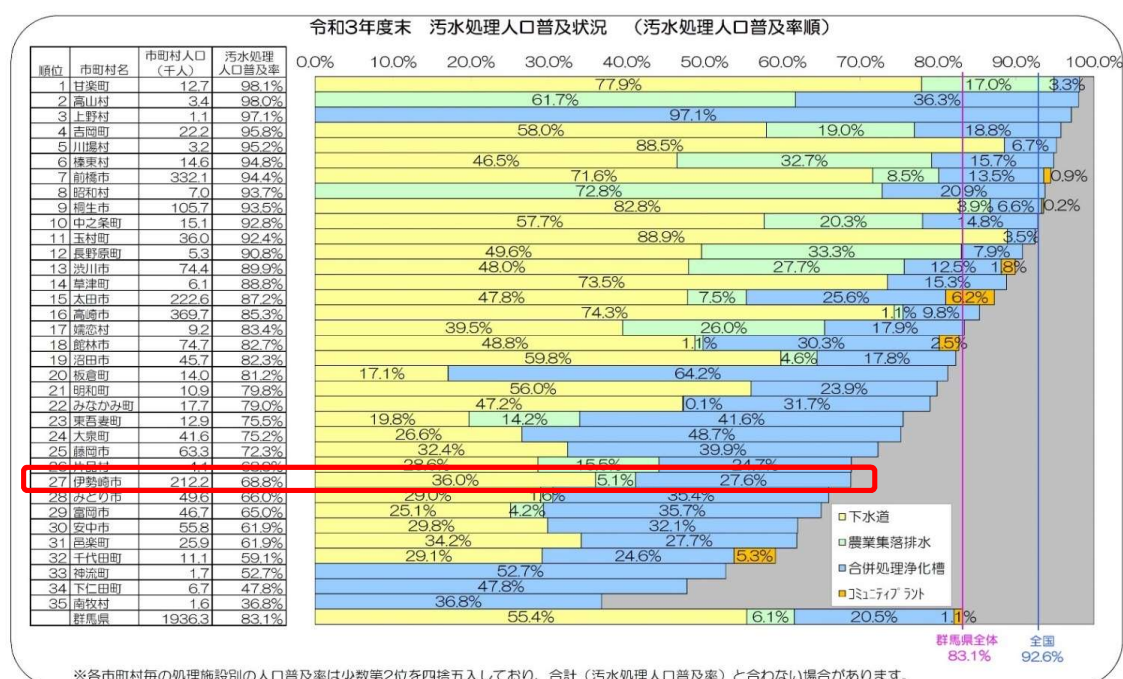
- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(*32)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を行う上で、地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽(個人設置型)への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。

農業集落排水事業は、この目標達成の一翼を担っています。



(2)汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 新規整備は行わず、改築・更新のみを実施
- 適正な汚水処理の実現のため、適切な維持管理と計画的な老朽化対策・地震対策の実施
- 農業集落排水処理施設の公共下水道への編入を実施

【解説】

農業集落排水事業は既に施設整備が完了しているため、今後は施設の新規整備を行いませんが、既存施設の維持管理と改築更新の適正化が課題となっています。

また、周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、使用料収入の伸びが鈍化していきます。このような状況においても、適切な汚水処理を行っていくため、施設の維持管理や老朽化対策、地震対策等を実行していく必要があります。

また、農業集落排水処理施設の更新時期に合わせ、その更新費用と公共下水道への接続費用を比較検討し、効果等を十分検証し、公共下水道への編入を検討していきます。

一方、既に施設整備自体は完了しているものの、処理区域内において農業集落排水への接続が十分に行われていないことから、使用料収入が伸び悩んでいます。これが汚水処理費用を回収できない一因になっているため、今後も市民の理解が得られるよう啓発活動を積極的に行い、接続促進に努めていきます。

(3)持続可能な事業運営の実現

○財政健全化のための取組の推進

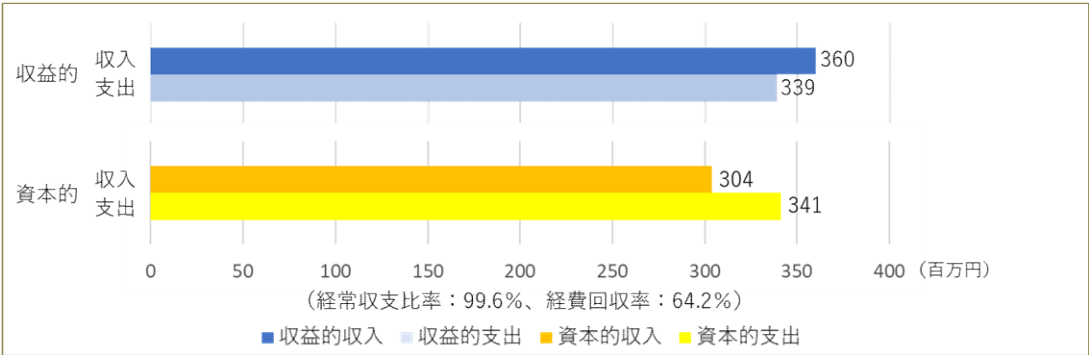
【解説】

前述のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、平成10年度以降改定されておらず、県内他市と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金(基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む)を受けることで財政を維持している状況にあります。

令和3年度決算の経常収支比率(*33)は、99.6%となり健全経営の水準とされる100%を下回っていますが、当年度純利益は確保しています。一方、経費回収率(*34)は64.2%となり100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある汚水処理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいく必要があります。

本市の農業集落排水事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していく必要があります。

農業排水処理事業の財政状況(令和3年度)



(注意) 収益的収入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙(法適・収益)」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的収入・支出は消費税込みで作成される「別紙(法適・資本)」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

〔計画に基づく主な指標/目標値〕

指標名	現状値 R3年度	目標値 R14年度	望ましい 方向	解 説
汚水処理人口普及率	68.8%	79.9%	➡	汚水処理施設を利用することができる市民の割合 令和23年度末で概ね90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 (統廃合の推進)	8施設	7施設	➡	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。

農業集落排水施設の公共下水道事業への編入については、県の広域化・共同化汚水処理計画に基づき令和14年度までに三郷地区の編入を計画しています。残りの農業集落排水施設については効果等を検証し、令和14年度以降に編入の可否について検討することとしています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙⑤、⑥(P. 30～33)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値		望ましい方向	解 説
		R9 年度	R14 年度		
経常収支比率 (%)	99.6	100.0	100.1	↗	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	64.2	49.4	65.3	↗	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能
使用料単価 (円)	100.4	122.6	168.4	↗	有収水量（使用料をいただいている排水量）1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
污水处理原価 (円)	156.2	248.3	258.1	↘	有収水量 1 m ³ あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	44.2	41.4	40.7	↘	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	74.9	80.0	83.8	↗	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して污水处理している人口の割合を表した指標

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 既存の施設で老朽化の進む処理場・ポンプ設備などの改修を進めます。
ア 既存設備等の改修 2億円 老朽化の著しい地区の処理施設・ポンプ施設において、機械・電気設備を中心とした改修を行います。また、管渠の老朽化も進行していくことから、これらの改修・更新を検討し、その事業費の平準化を図っていきます。	

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料単価を現在の100.4円/m³から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件(使用料単価150円/m³)を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。 ・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。 ・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。 ・ 本計画では、令和6(2024)、10(2028)、14(2032)年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。
-----	---

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の検討期間を今後の10年間(令和5～14年度まで)に設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

ア 使用料収入 9.9億円

- ・既に農業集落排水へ接続済みの箇所については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・農業集落排水に未だ接続されていない箇所は、人口減少傾向を考慮しつつ、年3%程度の農業集落排水への転換(水洗化)を見込んでいます。
- ・今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定(改定時期は令和6、10、14年度、改定率は各15%)を見込み、試算しています。

イ 企業債 6.6億円

- ・農業集落排水整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債(*35)を継続して発行します。(5.5億円)
- ・老朽化施設の改築・更新のため、事業費に充当する企業債を発行します。(1.1億円)

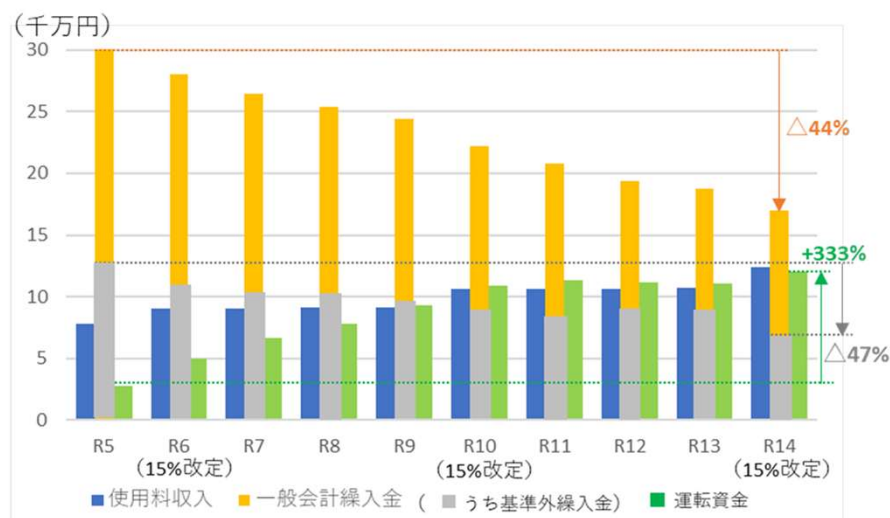
ウ 一般会計繰入金(*36) 23.3億円(収益的収入:19.1億円、資本的収入:4.2億円)

- ・基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰出金について」により、分流式下水道等に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる汚水資本費(元金償還金を含む)及び汚水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・これにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約44%減少し、そのうち基準外繰入金は約47%減少していきます。

エ 運転資金

今回、財政収支構造の改善に取り組むことで、10年後(令和14年度末)の運転資金は、令和5年度に比べて約333%増加する見込みであり、経営が安定し円滑な事業運営が出来るようになります。

〈財政計画〉



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各種経費の計上について

昨今の電力料の高騰傾向を受けて動力費の上昇(現行の1.66倍)を見込むとともに、修繕費・工事請負費・委託料等は微増(1%)を見込みますが、他は経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和4年度予算並みとしてます。

但し、処理水量に影響を受けるものは変動費として水量見合いで積算しています。また、人件費は現行人員体制を前提とし、ベースアップ等は考慮していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水施設の更新時期に合わせ、費用対効果を考慮し公共下水道事業への編入を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	施設の老朽化が進行していることから、今後は更新需要が増えていきます。当面は耐用年数の短い電気機械設備を優先して改修を進めます。管渠の老朽化も進行していくことから、改修・更新の際は特定の時期に事業量が集中しないよう、平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、平成10年度以降改定を行っていないことから、現在は経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	既に料金関係の受付業務や検針業務、施設の維持管理等は民間委託を導入していますが、更に導入可能なものがあるか検討していきます。
職員給与費に関する事項	令和2年度に現在の組織体制に移行したところであり、職員の変動は少ないものと想定し、職員給与費は現行水準のまま横ばいで推移すると見込んでいます。
動力費に関する事項	昨今の電気料金の高騰傾向を受けて動力費の上昇(現行の1.66倍)を見込んでいます。
薬品費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
修繕費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
委託費に関する事項	緩やかな物価上昇を考慮し、年1%の増を見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

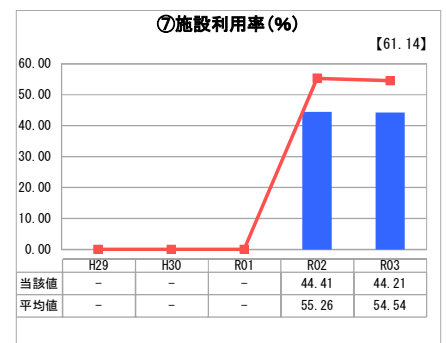
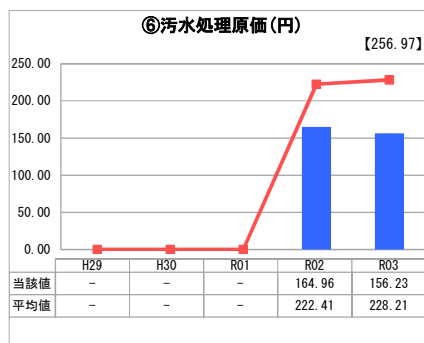
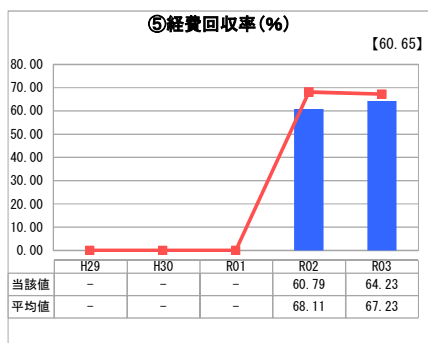
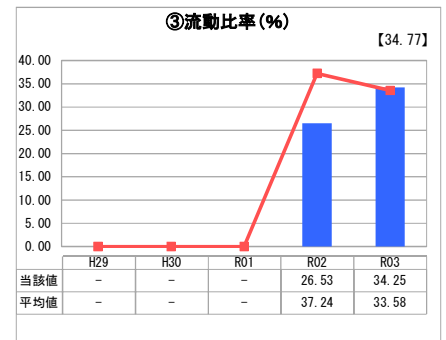
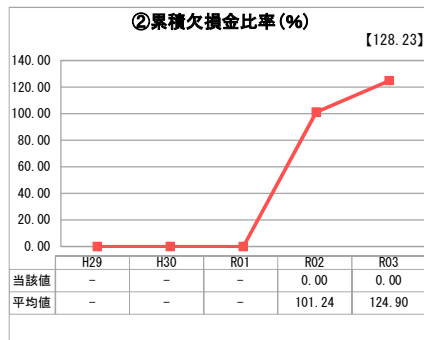
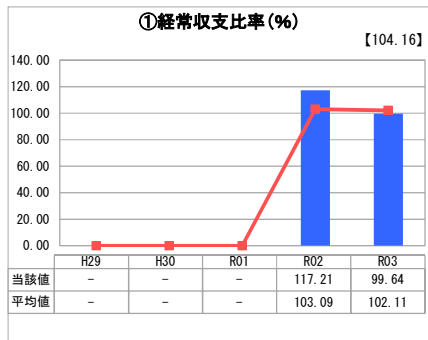
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4年に1回の見直しを行っていきます。
---------------------	---

経営比較分析表

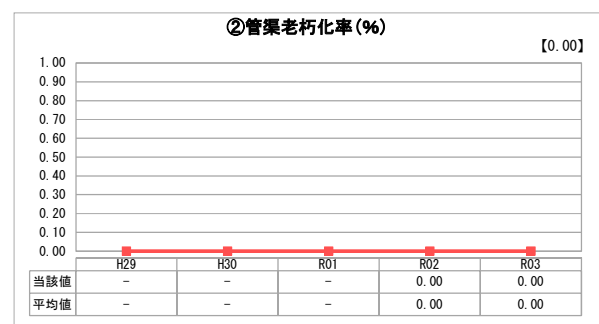
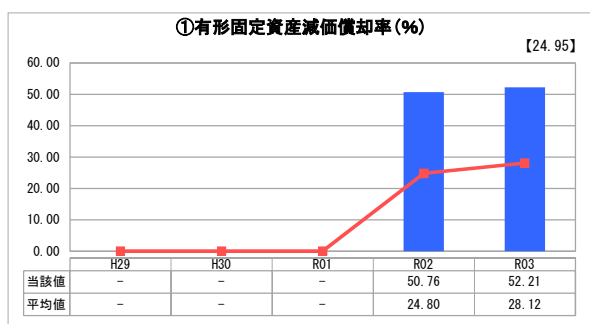
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置	212,536
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)
-	61.68	5.13	93.28	2,101	10,879

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、

面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
139.44	1,524.21
処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
5.04	2,158.53

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

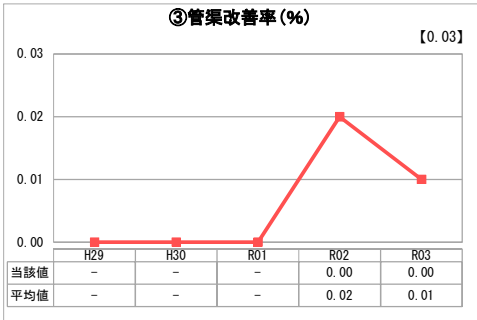
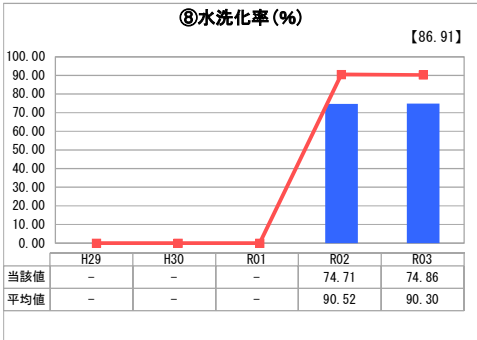
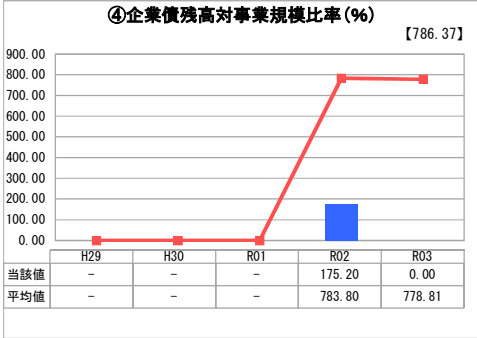
(1) 各指標と現状の分析
令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。
①単年度の収支が黒字であることを示す100%を下回っているが、当年度純利益は確保している。
②累積欠損金が発生していないことを示す0%となっている。
③100%未満であるが、流動負債には建設改良費等の財源に充てられた企業債を多く含んでいる。
④平均値より低い状況であり、近年は大きな建設投資関連事業を行っていない。
⑤100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賄っていない。
⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。
⑦近年の節水傾向から、施設利用率は平均値より低い状況となっている。今後も接続促進により流入量を増やす必要がある。
⑧平均値より低い状況であり、接続を促進する必要がある。
(2) 課題に対する今後の取組等
類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。その一方で、水洗化率が低く、使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。また、施設稼働の最適化も踏まえ、今後も市民の理解を得ながら接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

(1) 各指標と現状の分析
①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、施設の改築・更新や公共下水道への編入を検討している。
②③令和3年度末まで管渠の更新は行っていない。
(2) 課題に対する今後の取組等
類似団体では管渠の更新が始まっているが、今後は資産台帳等を活用し、計画的及び平準化した管渠の更新を予定。

全体総括

(1) 各指標と現状の分析
農業集落排水の維持管理費は、農業集落排水施設使用料で賄っていない状況だが、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理が行えている。今後は、施設利用率や水洗化率の平均値との比較から、水洗化率を向上させ、施設利用率の向上を図る必要がある。
(2) 課題に対する今後の取組等
農業集落排水整備区域内の接続促進を進め、施設利用率を向上させる必要がある。これにより、農業集落排水事業の健全で持続可能な経営管理に努めていく。また、処理施設の老朽化対策の一環として、公共下水道への編入の検討も引き続き行う。



法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）
農業集落排水事業

投資・財政計画
（収支計画）

年 度		2021年度 令和3年度 〔 決算 〕	2022年度 令和4年度 〔 決算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
区 分							
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	76,922	77,342	77,876	90,099	90,626	91,133
	(1) 料 金 収 入	76,922	77,340	77,876	90,099	90,626	91,133
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他		2				
	2. 営 業 外 収 益	260,395	316,534	335,178	305,286	284,468	276,015
	(1) 補 助 金	168,148	224,462	248,698	219,041	202,331	194,679
	他 会 計 補 助 金	168,148	224,462	248,698	219,041	202,331	194,679
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	92,153	92,059	86,480	86,245	82,137	81,336
	(3) そ の 他	94	13				
	収 入 計 (C)	337,317	393,876	413,054	395,385	375,094	367,148
	1. 営 業 費 用 (D)	286,224	327,936	351,181	351,540	344,820	344,064
	(1) 職 員 給 与 費	19,852	29,541	29,541	29,541	29,541	29,541
	基 本 給	11,357	15,955	15,955	15,955	15,955	15,955
	退 職 給 付 費		1,528	1,528	1,528	1,528	1,528
	そ の 他	8,495	12,058	12,058	12,058	12,058	12,058
	(2) 経 費	99,231	128,742	153,117	153,849	154,583	155,318
	動 力 費	22,040	25,441	50,312	50,330	50,344	50,354
	修 繕 費	6,179	16,064	23,558	23,566	23,573	23,579
	材 料 費	603	603	803	803	804	804
	そ の 他	70,409	86,634	78,444	79,150	79,862	80,581
支 出	(3) 減 価 却 費	167,141	169,653	168,523	168,150	160,696	159,205
	2. 営 業 外 費 用	52,327	40,237	33,020	27,208	22,579	18,534
	(1) 支 払 利 息	48,487	40,236	33,020	27,208	22,579	18,534
	(2) そ の 他	3,840	1				
	支 出 計 (D)	338,551	368,173	384,201	378,748	367,399	362,598
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 1,234	25,703	28,853	16,637	7,695	4,550
	特 別 利 益 (F)	22,711	2				
	特 別 損 失 (G)		102				
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	22,711	△ 100				
	当 年 度 純 利 益（又は純損失） (E)+(H)	21,477	25,603	28,853	16,637	7,695	4,550
流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又は 累 積 欠 損 金 (I)						
	資 産 (J)	115,998	112,874	136,687	155,535	169,976	178,693
	う ち 未 収 金	24,722	21,758	27,772	28,804	28,855	29,185
	流 動 負 債 (K)	338,658	322,363	289,544	275,444	261,619	234,114
流 動	う ち 建 設 改 良 費 分	305,099	277,605	239,537	225,255	211,248	183,560
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	31,699	42,898	48,147	48,329	48,511	48,694
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-
営 業 収 益－受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		76,922	77,342	77,876	90,099	90,626	91,133
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)		-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)		76,922	77,342	77,876	90,099	90,626	91,133
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		-	-	-	-	-	-

収支シミュレーション 別紙⑤

(単位：千円，％)

年 度		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
区 分							
収 入 の 内 容	1. 営 業 収 益 (A)	91,632	105,867	106,097	106,691	107,129	123,706
	(1) 料 金 収 入	91,632	105,867	106,097	106,691	107,129	123,706
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	268,502	255,477	250,693	254,974	257,166	243,886
	(1) 補 助 金	187,202	174,600	169,817	174,383	176,526	163,156
	他 会 計 補 助 金	187,202	174,600	169,817	174,383	176,526	163,156
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	81,300	80,877	80,876	80,591	80,640	80,730
	(3) そ の 他						
	収 入 計 (C)	360,134	361,344	356,790	361,665	364,295	367,592
	1. 営 業 費 用	344,804	344,927	345,767	346,065	353,396	361,006
	(1) 職 員 給 与 費	29,541	29,541	29,541	29,541	29,541	29,541
	基 本 給	15,955	15,955	15,955	15,955	15,955	15,955
	退 職 給 付 費	1,528	1,528	1,528	1,528	1,528	1,528
	そ の 他	12,058	12,058	12,058	12,058	12,058	12,058
	(2) 経 費	156,090	156,843	157,647	158,431	159,233	160,043
	動 力 費	50,386	50,398	50,442	50,465	50,497	50,529
	修 繕 費	23,593	23,599	23,618	23,631	23,645	23,659
	材 料 費	804	805	805	805	806	806
	そ の 他	81,307	82,041	82,782	83,530	84,285	85,049
支 出 の 内 容	(3) 減 価 償 却 費	159,173	158,543	158,579	158,093	164,622	171,422
	2. 営 業 外 費 用	15,211	12,643	10,471	8,769	7,450	6,264
	(1) 支 払 利 息	15,211	12,643	10,471	8,769	7,450	6,264
	(2) そ の 他						
	支 出 計 (D)	360,015	357,570	356,238	354,834	360,846	367,270
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	119	3,774	552	6,831	3,449	322
	特 別 利 益 (F)						
	特 別 損 失 (G)						
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)						
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	119	3,774	552	6,831	3,449	322
流 入 の 内 容	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
	資 産 (J)	191,643	205,861	210,094	212,124	215,667	229,688
	う ち 未 収 金	29,533	31,649	32,588	34,404	35,261	37,143
	流 動 負 債 (K)	203,444	191,961	163,266	151,425	139,363	139,564
	う ち 建 設 改 良 費 分	152,698	141,028	112,133	100,097	87,836	87,836
流 出 の 内 容	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	48,886	49,073	49,273	49,468	49,667	49,868
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	91,632	105,867	106,097	106,691	107,129	123,706
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	(L) / (M) × 100	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	91,632	105,867	106,097	106,691	107,129	123,706
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)	-	-	-	-	-	-

様式第2号（法適用企業・資本的収支）
農業集落排水事業

投資・財政計画
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度 令和 3 年度 〔 決 算 〕	2022年度 令和 4 年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和 5 年度	2024年度 令和 6 年度	2025年度 令和 7 年度	2026年度 令和 8 年度
資本的収支	1. 企 業 債	163,700	144,500	138,000	113,000	106,000	92,000
	うち 資本費平準化債	163,700	144,500	127,000	102,000	95,000	81,000
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	133,189	60,225	60,302	60,959	61,669	59,321
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金		2,000				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	7,610	9,356	8,760	8,760	8,760	8,760
	9. そ の 他						
	計 (A)	304,499	216,081	207,062	182,719	176,429	160,081
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	304,499	216,081	207,062	182,719	176,429	160,081
	1. 建 設 改 良 費	16,258	22,308	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち 職 員 給 与 費						
	2. 企 業 債 償 還 金	325,133	305,098	277,605	239,537	225,255	211,248
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	341,391	327,406	297,605	259,537	245,255	231,248
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		36,892	111,325	90,543	76,818	68,826	71,167
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	36,892	77,594	82,043	76,818	68,826	71,167
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他		33,731	8,500			
計 (F)		36,892	111,325	90,543	76,818	68,826	71,167
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		2,027,509	1,866,911	1,727,306	1,600,769	1,481,514	1,362,266

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度 令和 3 年度 〔 決 算 〕	2022年度 令和 4 年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	2023年度 令和 5 年度	2024年度 令和 6 年度	2025年度 令和 7 年度	2026年度 令和 8 年度
収益的収支分		168,148	224,462	248,698	219,041	202,331	194,679
	うち 基準内繰入金	133,356	121,556	121,838	110,588	100,213	95,478
	うち 基準外繰入金	34,792	102,906	126,860	108,453	102,118	99,201
資本的収支分		133,189	60,225	60,302	60,959	61,669	59,321
	うち 基準内繰入金	59,659	60,225	60,302	60,959	61,669	59,321
	うち 基準外繰入金	73,530					
合 計		301,337	284,687	309,000	280,000	264,000	254,000

収支シミュレーション 別紙⑥

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
資本的収入 資本的支出	1. 企業債	75,000	51,000	40,000	18,000	11,000	11,000
	うち資本費平準化債	64,000	40,000	29,000	7,000		
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	56,798	47,400	38,183	19,617	11,474	6,844
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金						
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760
	9. その他						
	計 (A)	140,558	107,160	86,943	46,377	31,234	26,604
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	140,558	107,160	86,943	46,377	31,234	26,604
	1. 建設改良費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	183,560	152,698	141,028	112,133	100,097	87,836
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
	計 (D)	203,560	172,698	161,028	132,133	120,097	107,836
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		63,002	65,538	74,085	85,756	88,863	81,232
補填財源	1. 損益勘定留保資金	63,002	65,538	74,085	85,756	88,863	80,833
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						399
計 (F)		63,002	65,538	74,085	85,756	88,863	81,232
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		1,253,706	1,152,008	1,050,980	956,847	867,750	790,914

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収益的収支分		187,202	174,600	169,817	174,383	176,526	163,156
	うち基準内繰入金	92,159	89,384	87,249	85,346	90,507	96,031
	うち基準外繰入金	95,043	85,216	82,568	89,037	86,019	67,125
資本的収支分		56,798	47,400	38,183	19,617	11,474	6,844
	うち基準内繰入金	56,798	47,400	38,183	19,617	11,474	6,844
	うち基準外繰入金						
合 計		244,000	222,000	208,000	194,000	188,000	170,000

伊勢崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(*3)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

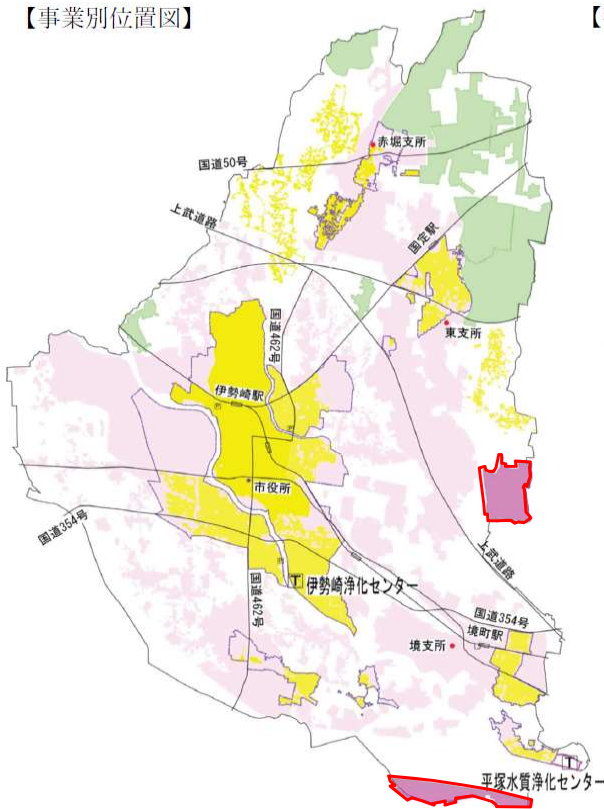
1. 事業概要

(1) 事業の現況

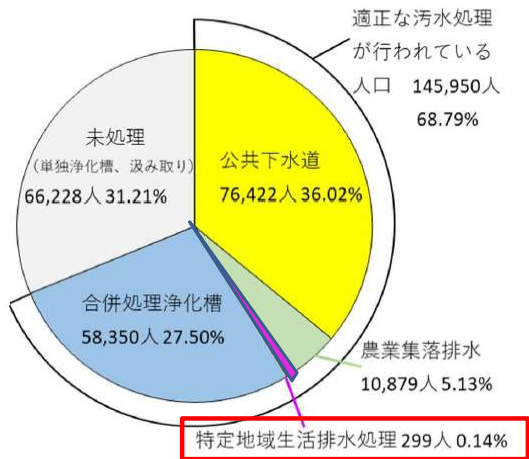
① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年11月15日 (12年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分(*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度(*7)	1.4人/ha [R3決算]	流域下水道等 への接続の有無(*9)	無
処理区数	2地区(境東新井地区、境島村南部地区)		
処理場数	令和3年度 130基 境東新井地区 : 5人槽-34基、7人槽-29基、10人槽-9基 境島村南部地区 : 5人槽-17基、7人槽-39基、10人槽-1基、30人槽-1基		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	なし		

【事業別位置図】



【事業別汚水処理人口 (令和3年度末)】



凡 例		
区分	内 容	表 記
公共下水道	整備済区域	
	全体計画区域	
農業集落排水事業区域		
特定地域生活排水処理区域		

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方(*13)	〔一般用〕 ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる累進使用料制を採用 ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料+排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1㎡につき) <table><tr><td>1～10㎡まで</td><td>53円</td></tr><tr><td>11～25㎡まで</td><td>93円</td></tr><tr><td>26～50㎡まで</td><td>106円</td></tr><tr><td>51～250㎡まで</td><td>109円</td></tr><tr><td>251㎡～</td><td>113円</td></tr></table>					1～10㎡まで	53円	11～25㎡まで	93円	26～50㎡まで	106円	51～250㎡まで	109円	251㎡～	113円
1～10㎡まで	53円														
11～25㎡まで	93円														
26～50㎡まで	106円														
51～250㎡まで	109円														
251㎡～	113円														
業務用使用料体系の概要・考え方	一般用に含まれる														
その他の使用料体系の概要・考え方	〔公衆浴場用〕 ○考え方と計算式は、一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1㎡につき)1～200㎡まで30円、201㎡～ 50円 〔臨時用〕 ○考え方と計算式は一般用に同じ ・基本使用料(1か月あたり) 450円 ・従量使用料(1㎡につき) 260円														
条例上の使用料(*18) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,101	円	実質的な使用料(*19) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,208	円								
	令和2年度	2,101	円		令和2年度	2,206	円								
	令和元年度	2,101	円		令和元年度(注)	1,878	円								

(注) 本事業は令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したため、令和元年度末で特別会計を完了(打ち切り決算を実施)しました。これに伴い令和2年3月調定の収入が計上されない(新たな企業会計で特例的収入とされる)ため、令和元年度は令和2、3年度に比べ低くなっています。

③ 組 織

職 員 数(*37)	0人(上下水道局において兼務)		
事業運営組織	上下水道局 総務課 上水道整備課 浄水課 下水道施設課 下水道整備課 令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。		

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託(包括的民間委託(*23)を含む)	主なもの:浄化槽の保守点検及び清掃業務
	イ 指定管理者制度(*24)	なし
	ウ PPP・PFI(*25)	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(*26)(下水熱・下水汚泥・発電等)	なし
	イ 土地・施設等利用(*28)(未利用土地・施設の活用等)	なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

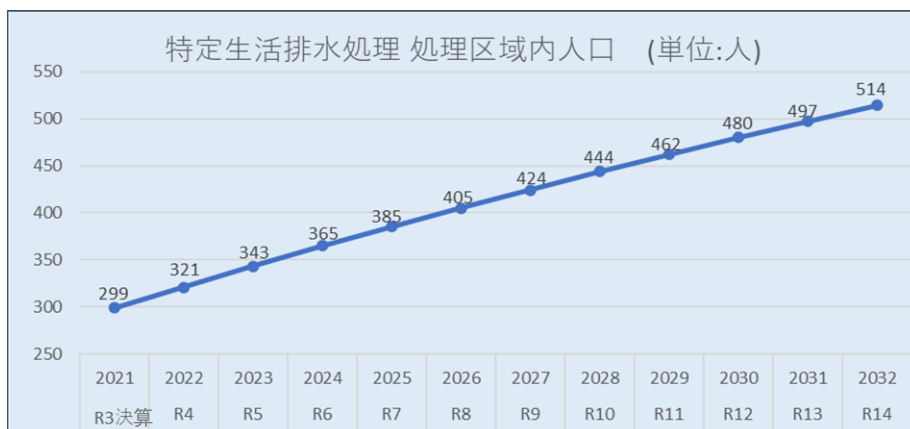
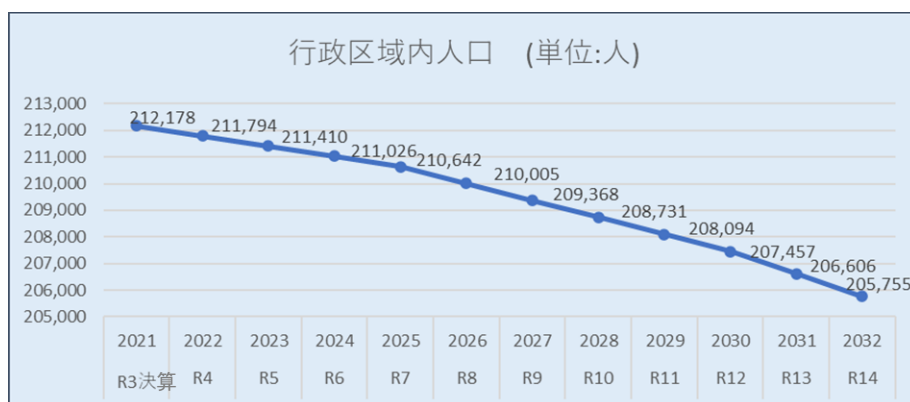
令和3年度 経営比較分析表 別紙⑦(P. 44～45)のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

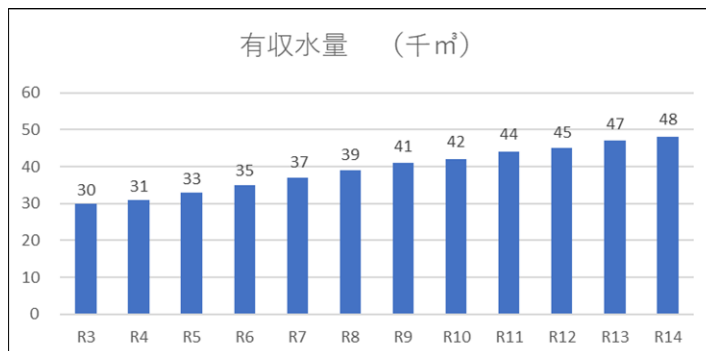
本市の行政区域内人口(*29)の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所(*30)による将来予測を基本としています。

本事業は、浄化槽を毎年度10基新規に設置する予定としており、それに伴い処理区域内人口は増加していくと見込んでいます。



(2) 有収水量の予測

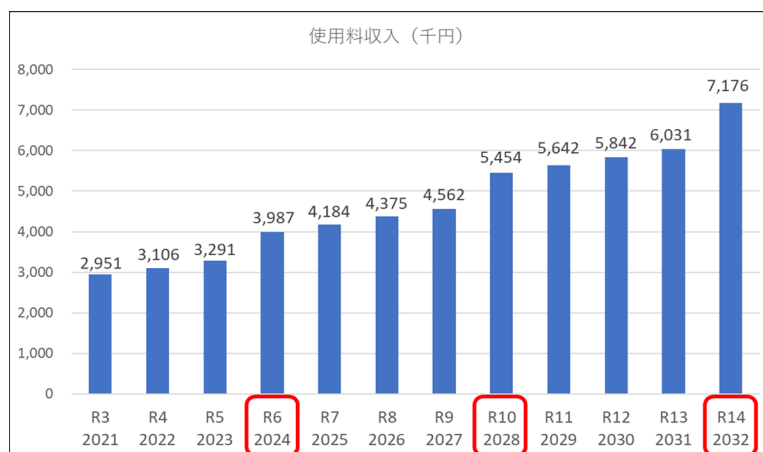
本事業は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」に記載したとおり、毎年度10基の浄化槽の増設に伴い、処理区域内人口が増加することにより、有収水量も増加していくと見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

本事業は、市が浄化槽の使用者から、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理にかかる費用相当額を、使用料として徴収し、浄化槽の維持管理を行うことで運営をしています。

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」と「(2)有収水量の予測」を反映し、増加すると見込んでいます。今後、財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行う必要があります。



使用料は、R6、R10、R14に改定を行うことを見込んでいます。

(4) 施設の見通し

ア 既存施設の状況

本事業は市設置型の浄化槽事業として、合併処理浄化槽により汚水処理を進めることとした特定地域において実施しています。地域内の希望者から分担金を徴収し、市が個人の敷地内に浄化槽の設置工事を行っています。

平成22年度から供用を開始しており、今後も毎年度10基の浄化槽設置を進めていきます。

既に設置済みの浄化槽は、初期のものでも設置後12年を経過したところであり、未だ更新の必要性は生じていません。

(5) 組織の見通し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

3. 経営の基本方針

汚水処理における諸課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取り組めます。

(1)適切な生活排水処理の推進

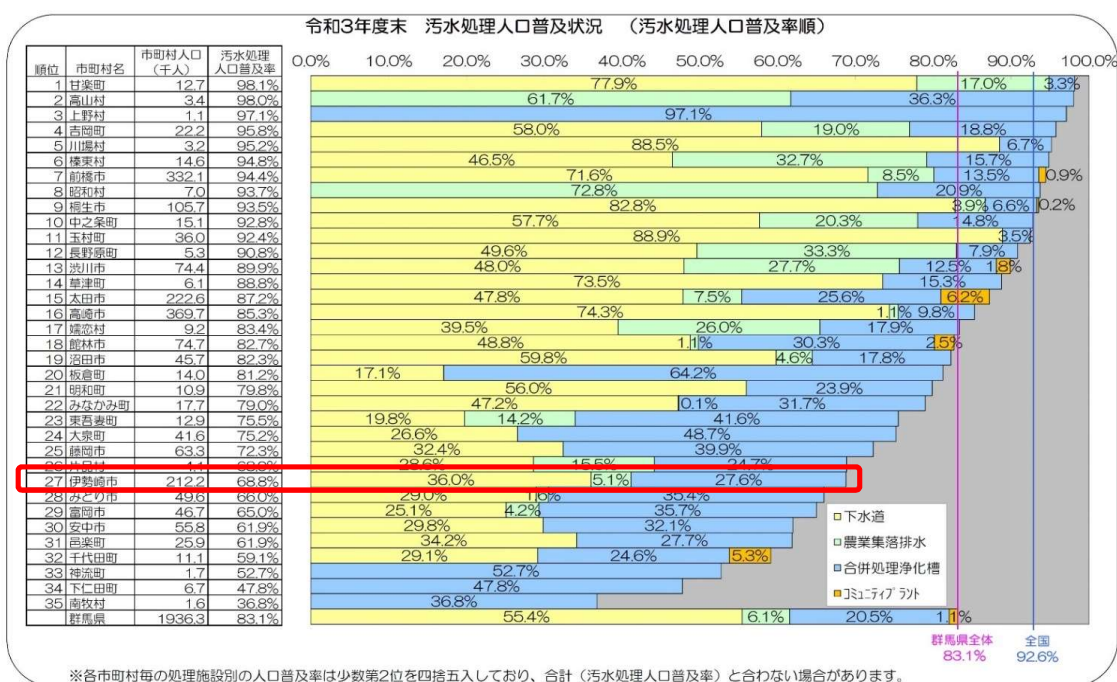
- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(*32)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を行う上で、地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽（個人設置型）への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。

特定地域生活排水処理事業は、この目標達成の一翼を担っています。



(2)汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 市設置浄化槽の普及促進
- 設置済み浄化槽の適正な維持管理

【解説】

周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、施設整備の進捗による使用料収入の伸びが鈍化していきます。一方で、今後は施設の維持管理に加え、老朽化対策を進めていくための更新経費の増加が見込まれます。

これらのことから、効率的な整備を進めるとともに、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。

前述の「(4)施設の見直し」で示したように、「令和23(2041)年度末に汚水処理人口普及率を約90%(概成とする)目標達成に向け、今後も公共下水道事業や農業集落排水事業等と協調し、本事業を推進していくことが必要です。今後も市民の方の理解が得られるよう啓発活動を積極的に行い、浄化槽の設置促進に努めていきます。

また、設置済み浄化槽については、汚水処理が適正に行われるよう、定期的に点検管理、修繕等を行います。

(3)持続可能な事業運営の実現

○財政健全化のための取組の推進

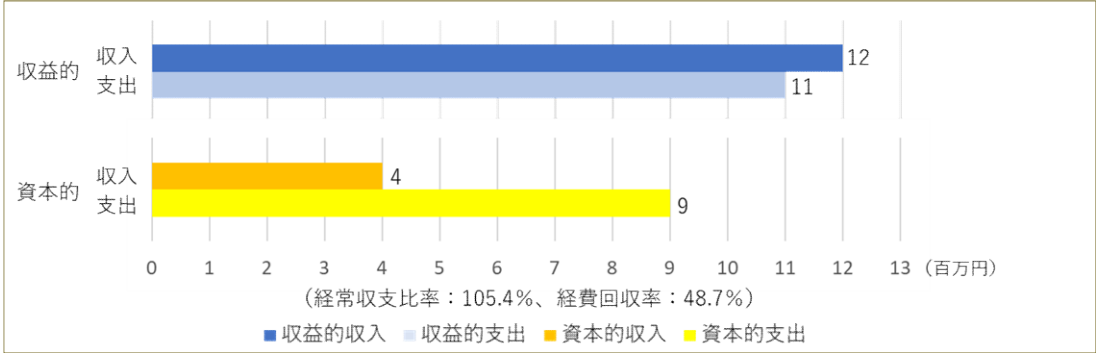
【解説】

前術のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、公共下水道事業等と同様に平成10年度以降改定されておらず、県内他市と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金(基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む)を受けることで財政を維持している状況にあります。

令和3年度決算の経常収支比率(*33)は、105.4%となり健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、経費回収率(*34)は48.7%となり100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある污水处理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいく必要があります。

本市の特定地域生活排水処理事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していく必要があります。

特定地域生活排水処理事業の財政状況(令和3年度)



(注意) 収益的收入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙(法適・収益)」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的收入・支出は消費税込みで作成される「別紙(法適・資本)」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

〔計画に基づく主な指標/目標値〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値 R14 年度	望ましい 方向	解 説
污水处理人口普及率	68.8%	79.9%		污水处理施設を利用することができる市民の割合 令和 23 年度末で概ね 90%に達することを目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙⑧、⑨(P. 46～49)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値		望ましい方向	解 説
		R9 年度	R14 年度		
経常収支比率 (%)	105.4	105.1	103.1	↗	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	48.7	54.5	85.7	↗	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能
使用料単価 (円)	99.2	112.6	148.2	↗	有収水量（使用料をいただいている排水量）1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
汚水処理原価 (円)	203.7	206.8	173.0	↘	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	47.1	55.0	58.6	↗	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	100.0	100.0	100.0	↗	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 浄化槽の新規設置を継続して進めるとともに、効率的に維持管理を行います。
ア 浄化槽の新規設置 約1.2億円 生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等を図っていくため、浄化槽の新規設置を進めます。今後10年間(令和5～14年度まで)に毎年度10基の浄化槽設置を進めていきます。	

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料単価を現在の99.2円/m³から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件(使用料単価150円/m³)を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。 ・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。 ・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。 ・ 本計画では、令和6(2024)、10(2028)、14(2032)年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。
-----	--

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の検討期間を今後の10年間(令和5～14年度まで)に設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

ア 使用料収入 5,100万円

- ・既に整備済みの箇所については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・新規に整備する箇所については、毎年度10基の浄化槽設置を行うことに伴う増収を見込んでいます。
- ・今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定(改定時期は令和6、10、14年度、改定率は各15%)を見込み、試算しています。

イ 企業債 4,300万円

- ・前述の投資(毎年度10基の整備)に充当する財源として、企業債を発行します。(4,000万円)
- ・浄化槽整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債(*35)を継続して発行します。(300万円)

ウ 国庫補助金 7,700万円

- ・浄化槽の整備に対し国から交付される補助金を、計画的に確保していきます。

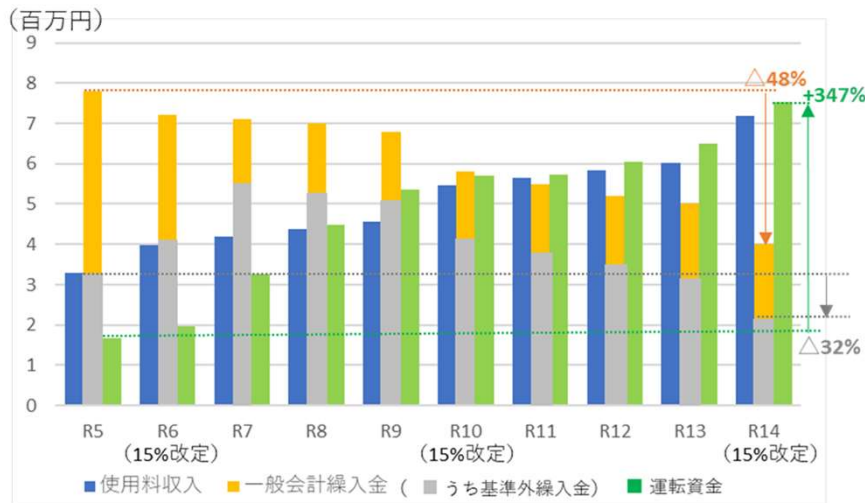
エ 一般会計繰入金(*36) 6,100万円(収益的収入:6,100万円)

- ・基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰出金について」により、分流式下水道等に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる污水資本費(元金償還金を含む)及び汚水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・これらにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約48%減少し、そのうち基準外繰入金は約32%減少していきます。

オ 運転資金

今回、財政収支構造の改善に取り組むことで、10年後(令和14年度末)の運転資金は、令和5年度に比べて約347%増加する見込みであり、経営が安定し円滑な事業運営が出来るようになります。

〈財政計画〉



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各種経費は、経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和4年度予算並みとして計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	平成22年度に供用開始したため、当面は改築・更新を行いません。浄化槽の新規設置は、毎年度10基を予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、平成10年度以降改定を行っていないことから、現在は経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	既に料金関係の受付業務や検針業務、施設の維持管理等は民間委託を導入していますが、更に導入可能なものがあるか検討していきます。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	事業規模が小さいため、令和4年度予算並みを見込んでいます。
委託費に関する事項	事業規模が小さいため、令和4年度予算並みを見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

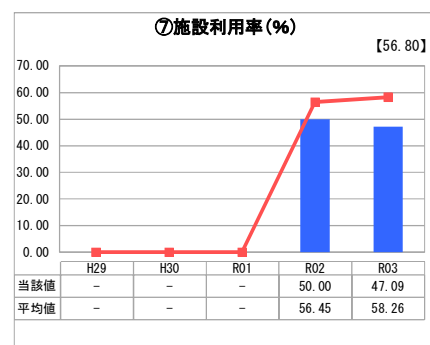
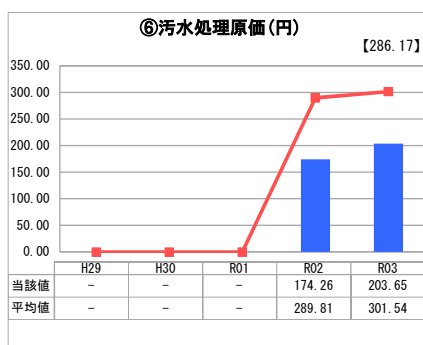
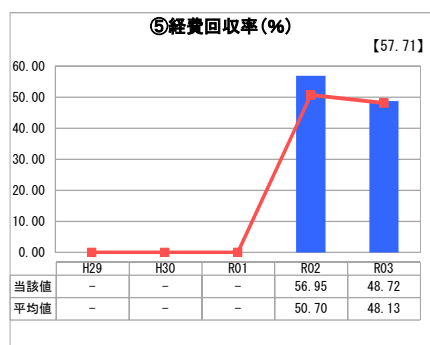
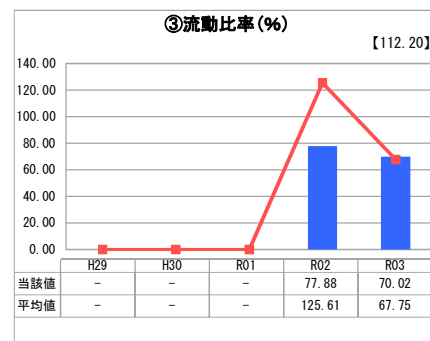
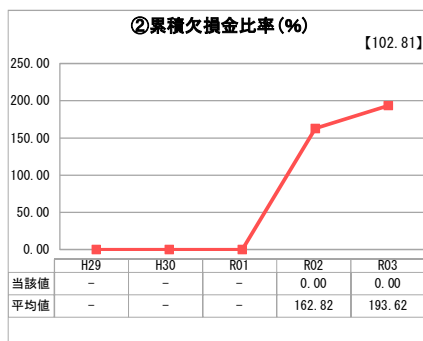
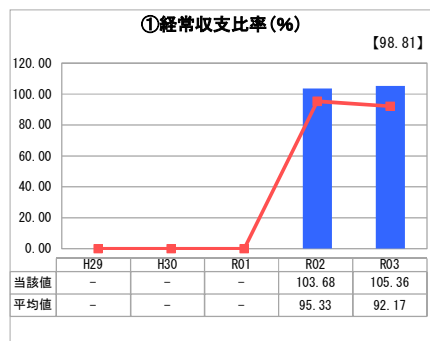
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4年に1回の見直しを行っていきます。
---------------------	---

経営比較分析表

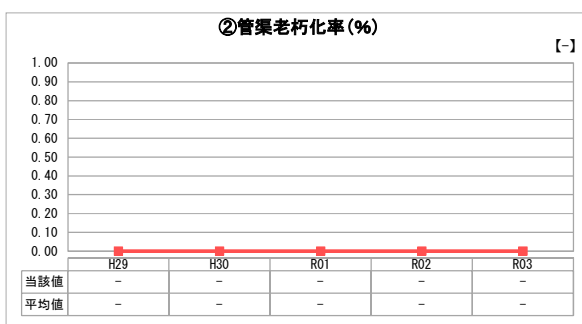
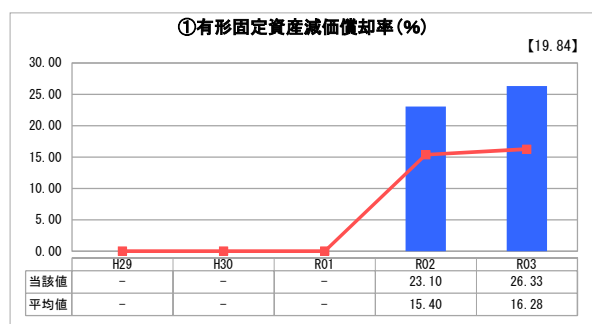
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置	212,536
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)
-	71.77	0.14	100.00	2,101	299

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、

面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
139.44	1,524.21
処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
2.21	135.29

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

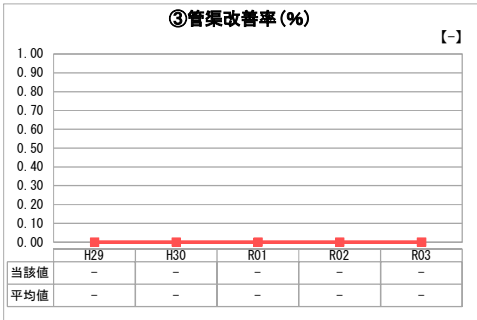
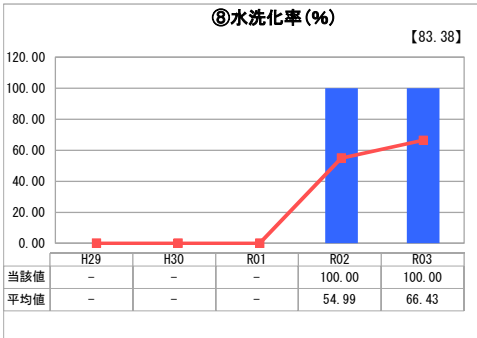
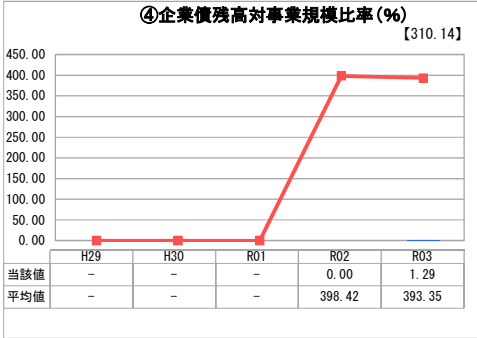
(1) 各指標と現状の分析
令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。
①単年度の収支が黒字であることを示す100%を上回っている。
②累積欠損金が発生していないことを示す0%となっている。
③100%未満であるが、流動負債には建設改良費等の財源に充てられた企業債を多く含んでいる。
④平均値より低い状況であり、近年は建設投資費用が減少している。
⑤100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賄えていない。
⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。
⑦利用者の多くは高齢者世帯であり、排水量が少なく、平均値より低い状況となっている。
⑧市で希望者の各戸に浄化槽を設置する戸別処理となっているため、100%となっている。
(2) 課題に対する今後の取組等
類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。その一方で、浄化槽設置基数が少なく、使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。今後も戸別訪問を積極的に行い、接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

(1) 各指標と現状の分析
①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、浄化槽設置への投資を進めている。
(2) 課題に対する今後の取組等
今後は資産台帳等を活用し、施設の更新について検討を予定。

全体総括

(1) 各指標と現状の分析
経常収支比率は100%を超えている状況であり、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理が行えているが、経費回収率5割を下回っており、維持管理費を使用料で賄えていない。
(2) 課題に対する今後の取組等
本事業は、公共下水道事業等の集合処理と異なり、市で希望者の各戸に浄化槽を設置する戸別処理となっているため、令和3年度末で130基の市設置浄化槽への接続率は100%となっている。
今後も経費回収率の向上を図り、健全で持続可能な経営管理に努めていく。



法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）
特定地域生活排水処理事業

投資・財政計画
（収支計画）

区 分 \ 年 度			2021年度 令和 3 年度 〔 決 算 〕	2022年度 令和 4 年度 〔 決 算 見 込 〕	2023年度 令和 5 年度	2024年度 令和 6 年度	2025年度 令和 7 年度	2026年度 令和 8 年度
収 益 的 収 入 <								

収支シミュレーション 別紙⑧

(単位：千円，%)

年 度		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
区 分							
収 益 入 の 収 支	1. 営 業 収 益 (A)	4,562	5,454	5,642	5,842	6,031	7,176
	(1) 料 金 受 入	4,562	5,454	5,642	5,842	6,031	7,176
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	10,768	9,762	9,453	9,217	9,143	8,259
	(1) 補 助 金	6,800	5,800	5,500	5,200	5,000	4,000
	他 会 計 補 助 金	6,800	5,800	5,500	5,200	5,000	4,000
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,968	3,962	3,953	4,017	4,143	4,259
	(3) そ の 他						
	収 入 計 (C)	15,330	15,216	15,095	15,059	15,174	15,435
	1. 営 業 費 用	14,234	14,133	14,103	14,119	14,301	14,474
	(1) 職 員 給 与 費						
	基 本 給 与 費						
	退 職 給 付 費						
	そ の 他						
	(2) 経 費	8,377	8,377	8,377	8,377	8,377	8,377
	動 力 費						
	修 繕 費	850	850	850	850	850	850
	材 料 費						
	そ の 他	7,527	7,527	7,527	7,527	7,527	7,527
	(3) 減 価 償 却 費	5,857	5,756	5,726	5,742	5,924	6,097
	2. 営 業 外 費 用	348	377	405	432	461	490
	(1) 支 払 利 息	348	377	405	432	461	490
	(2) そ の 他						
	支 出 計 (D)	14,582	14,510	14,508	14,551	14,762	14,964
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	748	706	587	508	412	471
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		748	706	587	508	412	471
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)	9,660	9,186	8,437	8,022	7,757	8,152
	う ち 未 収 金	1,104	1,264	1,307	1,349	1,391	1,585
	流 動 負 債 (K)	10,404	10,575	10,144	9,988	9,526	9,526
	う ち 建 設 改 良 費 分	3,045	3,216	2,785	2,629	2,167	2,167
	う ち 一 時 借 入 金						
流 動 負 債	う ち 未 払 金	7,359	7,359	7,359	7,359	7,359	7,359
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		4,562	5,454	5,642	5,842	6,031	7,176
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率 (N)		-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-
解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)		-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)		4,562	5,454	5,642	5,842	6,031	7,176
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		-	-	-	-	-	-

様式第2号（法適用企業・資本的収支）
特定地域生活排水処理事業

投資・財政計画
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度 令和3年度 〔決算〕	2022年度 令和4年度 〔決算〕 〔見込〕	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
資本的 収支	1. 企業債	3,400	7,200	6,400	4,600	4,000	4,000
	うち資本費平準化債	3,000	2,400	2,400	600		
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国（都道府県）補助金	756	6,282	7,000	7,000	7,000	7,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	195	1,901	1,250	1,250	1,250	1,250
	9. その他						
	計 (A)	4,351	15,383	14,650	12,850	12,250	12,250
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	4,351	15,383	14,650	12,850	12,250	12,250
	1. 建設改良費	1,485	12,358	12,500	12,500	12,500	12,500
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	7,020	5,864	6,080	3,843	2,246	2,361
	3. 他会計長期借入返還金	0					
	4. 他会計への支出金	0					
	5. その他	0					
	計 (D)	8,505	18,222	18,580	16,343	14,746	14,861
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)	4,154	2,839	3,930	3,493	2,496	2,611
補填財 源	1. 損益勘定留保資金	2,572	2,463	2,794	2,357	1,360	1,475
	2. 利益剰余金処分数額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1,582	376	1,136	1,136	1,136	1,136
	計 (F)	4,154	2,839	3,930	3,493	2,496	2,611
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		25,970	27,306	27,626	28,383	30,137	31,776

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度 令和3年度 〔決算〕	2022年度 令和4年度 〔決算〕 〔見込〕	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
収益的収支分		5,146	6,692	7,800	7,200	7,100	7,000
	うち基準内繰入金	4,045	3,751	4,584	3,007	1,524	1,637
	うち基準外繰入金	1,101	2,941	3,216	4,193	5,576	5,363
資本的収支分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計		5,146	6,692	7,800	7,200	7,100	7,000

収支シミュレーション 別紙⑨

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	うち 資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	9. そ の 他						
	計 (A)	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
	1. 建 設 改 良 費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	うち 職 員 給 与 費						
	2. 企 業 債 償 還 金	2,646	3,045	3,216	2,785	2,629	2,167
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	15,146	15,545	15,716	15,285	15,129	14,667
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		2,896	3,295	3,466	3,035	2,879	2,417
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,760	2,159	2,330	1,899	1,743	1,281
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
	計 (F)	2,896	3,295	3,466	3,035	2,879	2,417
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		33,130	34,085	34,869	36,084	37,455	39,288

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収 益 的 収 支 分		6,800	5,800	5,500	5,200	5,000	4,000
	うち 基準内繰入金	1,737	1,671	1,678	1,657	1,742	1,828
	うち 基準外繰入金	5,063	4,129	3,822	3,543	3,258	2,172
資 本 的 収 支 分							
	うち 基準内繰入金						
	うち 基準外繰入金						
合 計		6,800	5,800	5,500	5,200	5,000	4,000

***1 公共下水道事業**

「公共下水道事業」とは、市街地の下水(雨水と汚水)を収集排除する施設を有し、施設及び管理などは原則として市町村が行い、事業を運営しているものです。

なお、本市は公共下水道のほか、汚水処理のための事業として、**農業集落排水事業(*2)**と**特定地域生活排水処理事業(*3)**を運営しています。

***2 農業集落排水事業**

「農業集落排水事業」とは、農業集落排水処理施設により、農業用水路への生活排水の流出を防ぐことで、農村環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するために整備し、事業を運営しているものです。また、汚水処理の過程で生じる汚泥を、肥料化して農地へ還元するなど、農業基盤と一体的な汚水処理施設を有します。

***3 特定地域生活排水処理事業【市設置型合併処理浄化槽】**

「特定地域生活排水処理事業」とは、特定の地域においてし尿等の適正な処理を図り、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とし、市が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を実施するために処理区域を設定し、事業を運営しているものです。

合併処理浄化槽は、トイレの排水しか処理しない「単独処理浄化槽」に対し、家庭から出る全ての生活排水を処理するようになっています。

***4 法適(全部適用・一部適用)非適の区分**

地方公共団体の経営する**地方公営企業(*5)**の組織、財務(会計方式)、従事する職員の身分などについて定めた法律「**地方公営企業法(*6)**」を、その事業に適用しているかどうかの区分です。地方公営企業法の規定全てを適用するか<全部適用>、会計方式のみ適用するか<一部適用>を選択します。地方公営企業法を適用せず、行政部門の中で運営する<非適>を選択することもできますが、国からの通達により、令和6年度までに全部適用か一部適用を行うこととなっています。

***5 地方公営企業**

「地方公営企業」とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことをいいます。上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)があります。

一般行政では事務に要する経費が税によって賄われるのに対し、地方公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されるという違いがあります。

***6 地方公営企業法**

「地方公営企業法」では、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準が定められています。

***7 処理区、処理区域内人口密度**

「処理区(域)」とは、下水道が整備され、トイレの汚水や台所・ふろ場などの生活排水を**終末処理場(*8)**で処理できるようになった区域のことで、処理区域内人口とはその区域の人口のことを指します。処理区域内人口密度は、処理区域内面積1ha(100m×100m)あたりの処理区域内人口を表し、その下水道事業の経営効率を示す指標です。

***8 終末処理場**

「終末処理場」とは、下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設(補完施設を含む)のことをいいます。「浄化センター」、「水質管理センター」、「処理場」、「下水処理場」などの呼び方があります。

***9 流域下水道への接続の有無**

「流域下水道」とは、原則として都道府県が主体となって行うもので、2つ以上の市町村の区域から発生する下水を、それぞれの市町村が整備する公共下水道(これを「流域関連公共下水道」といいます。)を通じて処理するものです。市町村の行政区域を越えて設置される幹線管渠(*10)及び**中継ポンプ場(*11)**と、これを処理するための終末処理場からなっています。

***10 管渠(管きょ)**

「管渠」とは、水路の総称で、給水・排水を目的として作られる水路全体を指します。管渠は大別して、地上部に造られた蓋などで覆われていない水路である明渠(めいきょ)と、地中に埋設された水路である暗渠(あんきょ)があります。

***11 中継ポンプ場**

「中継ポンプ場」とは、上流から流れてきた汚水を終末処理場へ送水するための下水道施設で、下水管は管渠の勾配を利用して下水を運ぶのが基本的な仕組みのため、管渠の距離が長くなると、下水管の埋設位置が深くなり維持管理が難しくなるため、ところどころに中継ポンプ場を設けて、下水を汲み上げては勾配を使って流せるようにして、浅い埋設位置でも円滑に流れるようになっています。

***12 広域化・共同化・最適化実施状況**

「広域化」とは、「一部事務組合」(市町村等の複数の自治体が特定の目的で設立した団体のことを言います。)が、一部事務組合を構成する各自治体の下水道事業を事業統合したり、流域下水道への接続を行う場合を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設を建設したり、広域化・共同化を推進するための計画に基づいて行う施設の整備をしたり、たとえば料金徴収等の事務の一部を共同して一部事務組合で管理・執行する場合を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種処理施設のうちから、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

***13 一般家庭用使用料体系の概要・考え方**

「基本使用料」とは、各使用者が水使用の有無にかかわらず負担する料金です。基本使用料には、**基本水量(*14)**を設ける方式と、設けない方式があり、本市は後者の方式となっています。本市の基本使用料では、下水道の使用にかかわらず発生する経費(**企業債(*15)**の利息や、**減価償却費(*16)**など)を基本使用料でいただいています。

「従量使用料」とは、使用水量に応じて負担する料金で、使用水量に単価を乗じて計算されます。

「二部使用料制」とは、基本使用料と従量使用料とを組み合わせた料金制度のことをいいます。これに対し、一部使用料制とは、基本使用料がなく定額使用料または使用水量に応じ算定される従量使用料の、いずれかを採用した料金制度です。

***14 基本水量**

「基本水量」とは、お支払いいただく基本料金の中で、一定量までご使用いただける水量のことをいいます。

***15 企業債**

「企業債」とは、その事業のために使われる資産(下水道事業でいえば、管渠、中継ポンプ場、終末処理場など)を建設するための資金として、国や金融機関等から長期に借り入れる資金のことをいいます。国が示した条件により、建設資金以外の目的で使われることもあります。

企業債を発行して資金を借りる際、①全額返し終わる期間(償還期間)、据置期間(返済を行わず利息のみを支払う期間)、利率(年あたりの利息の率)、といった借入条件が定められ、元金償還額と利息支払額が決まります。企業債を発行すると、これらの条件にしたがって毎年度定められた金額で借入額を返済(元金の償還)し、利息を支払っていく義務が生じます。

主な償還方式には、元金と利息の和が一定となる「元利均等」方式と一定の元金を支払い続ける「元金均等」方式があります。

***16 減価償却費**

「減価償却費」とは、下水道施設の取得にかかった支出全額をその年の費用とせず、法に定められた耐用年数をもってその**耐用年数(*17)**内の各年度に金額を割り当て、その年度の費用として計上することをいいます。

***17 耐用年数**

「耐用年数」とは、通常の維持管理を行って、本来の用途・用法でその資産の効用が持続する期間のことをいい、地方公営企業の場合は地方公営企業法施行規則で定められています。減価償却は、この耐用年数で計算します。

***18 条例上の使用料**

ここに掲げた「条例上の使用料」は、条例に定められた基本使用料と従量使用料をもって算定した、一般家庭における20m³あたりの使用料です。

***19 実質的な使用料**

「実質的な使用料」とは、各年度の決算における総使用料収入の合計を、その年度の有収水量（*20）の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）です。

***20 有収水量**

「有収水量」とは、使用料徴収の対象となった、下水道に流した汚水の量のことです。

***21 損益勘定職員**

「損益勘定職員」とは、施設の建設・改良以外の公共下水道事業の運営にかかわる業務（下水道処理、施設維持管理、人事・経理・庶務、使用料収納管理など）に従事する職員のことを指します。

***22 資本勘定職員**

「資本勘定職員」とは、下水道施設の建設・改良にかかわる職員のことを指します。

***23 包括的民間委託**

「包括的民間委託」とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することをいいます。

***24 指定管理者制度**

「指定管理者制度」とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度で、官民連携の手法の一つです。

***25 PPP・PFI**

「PPP」とは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、「官民連携」「官民協働」のことを指します。

そのうち、「PFI」はPrivate Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。

***26 エネルギー利用**

「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指します。

***27 バイオマス発電設備**

「バイオマス発電設備」とは、再生可能な生物資源（バイオマス）を原料として発電を行う技術のことです。本市の公共下水道事業では、伊勢崎浄化センターに設置されている密閉した消化槽に有機物を含む下水の汚泥を入れ、微生物の作用で汚泥中の有機物を液化・ガス化して減少させます。ここで発生したガスを燃料として、ガスエンジン発電機を動かして発電する方式としています。

***28 土地・施設等利用**

「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）を指します。

***29 行政区域内人口**

「行政区域内人口」とは、住民基本台帳に記載されている人数に、外国人登録人口を加算したものを指します。

***30 国立社会保障・人口問題研究所**

「国立社会保障・人口問題研究所」とは、1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した組織で、厚生労働省に所属する国立の研究機関です。この組織は、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。

***31 スtockマネジメント計画**

「ストックマネジメント」とは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施して、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とし、これをどのように進めるかを示したものが「ストックマネジメント計画」です。

***32 汚水処理人口普及率**

「汚水処理人口普及率」とは、行政区域内人口に対する、公共下水道事業や農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を含む合併浄化槽等により、汚水処理施設を利用できる人口の比率です。

***33 経常収支比率**

「経常収支比率」とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。【 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$ 】

***34 経費回収率**

「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。【 $\text{使用料収入} \div \text{汚水処理費} \times 100$ 】

***35 資本費平準化債**

「資本費平準化債」とは、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還金の額とその原資となる減価償還費の差額について企業債を起こすことで、資本費の負担を将来に繰り延べ世代間の公平を図ることができる制度です。

***36 一般会計繰入金**

「一般会計繰入金」とは、公営企業会計がその事業運営のために、一般会計(市税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計のことをいいます)から、繰り入れる経費のことをいいます。

繰入金には、「**基準内繰入金**」(公営企業会計が負担すべき性格でない経費(雨水処理など使用料により賄うことがふさわしくない経費)は、国が設けた基準により一般会計が負担することになっています。これに対して、国の基準に基づき公費で賄うことが認められている範囲から外れた財源不足を補填するための繰入「**基準外繰入金**」があります。下水道事業の場合、基準外繰入金は下水道を利用しない市民の税金が投入されることから負担の公平に反するため、解消していく必要があります。

***37 職員数**

特定地域生活排水処理事業の業務は、上下水道局内で他事業と兼務して処理する体制としています。このため、**損益勘定職員(*21)**、**資本勘定職員(*22)**とも配置していません。

伊勢崎市下水道事業経営戦略の改定経過

本計画の改定にあたっては、以下の検討委員会を設置し、検討を行いました。

●委員会の開催

	検討内容	開催日
第 1 回	・委員への委嘱状交付、委員長及び副委員長の選任 ・現行の伊勢崎市公共下水道事業経営戦略、伊勢崎市農業集落排水事業経営戦略及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略について	令和 4 年 5 月 13 日
第 2 回	・基本情報・現状認識について	令和 4 年 7 月 5 日
第 3 回	・設備整備方針・事業内容について ・投資・財政計画について	令和 4 年 8 月 24 日
第 4 回	・設備整備方針(続)について ・投資・財政計画(続)について ・経営戦略改定(案)概要について	令和 4 年 10 月 17 日
第 5 回	・経営戦略改定(案)について	令和 4 年 12 月 16 日
第 6 回	・パブリックコメント手続の結果について	令和 5 年 3 月 17 日

●伊勢崎市下水道事業経営戦略等検討委員名簿(順不同、敬称略)

氏 名	所属等	選出区分
熊倉 浩靖	高崎商科大学	学識経験を有する者
平川 隆一	前橋工科大学	学識経験を有する者
笠原 謙一	(公社)日本下水道協会 経営・研修部経営課	学識経験を有する者
加藤 珠美	関東信越税理士会伊勢崎支部	関東信越税理士会伊勢崎支部の推薦を受ける者
松村 輝雄	伊勢崎市区長会	伊勢崎市区長会の推薦を受ける者
田中 隆次	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会の推薦を受ける者
清水 栄司	伊勢崎商工会議所	伊勢崎商工会議所の推薦を受ける者
江原 幸子	群馬伊勢崎商工会	群馬伊勢崎商工会の推薦を受ける者
吉田 喜美代	伊勢崎市くらしの会	伊勢崎市くらしの会の推薦を受ける者
細野 敏彦	－	公募

伊勢崎市下水道事業経営戦略

令和5(2023)年3月

発行：伊勢崎市上下水道局総務課

〒372-0812 群馬県伊勢崎市連取町1952番地

TEL 0270-30-1230(代表)